

# 『菩薩戒本持犯要記』の基礎的研究

金 炳坤

## 1. 序言

本稿は、今から凡そ1400年前に新羅の元曉法師（617-686）によって著された『菩薩戒本持犯要記』（以下、『持犯要記』）の定本化作業——「諸本対照菩薩戒本持犯要記」——のための資料構築——関連資料の調査並びに蒐集——を意圖したものである<sup>1)</sup>。それと同時に『大日本古文書』（以下、『編年文書』）より推して、遅くとも天平廿年（748）以前には、審祥によって日本にもたらされていたものとみられる<sup>2)</sup>、本書のその後の展開、即ち本書の諸本（藏經、版本、寫本）と注釋書、そして引用文献を考察することによって、本書が日本佛教に及ぼした影響について探ろうとするものである。本稿で取り上げる『持犯要記』関連資料は、藏經類が4種、テキストデータベースが3種、韓國語譯（譯注を含む）が3編、版本が5種、寫本が8點で、注釋書は5點のうち、現存する3點、そして引用文献が27部である。

## 2. 藏經類等

本書を収録する藏經類は次の4種である。

【藏經類（Letterpress printing）4種】（刊行年順）

L1：『大日本續藏經：靖國紀念』第1輯第61套第3冊（藏經書院、1909/01）

L2：『大正新脩大藏經』第45卷 諸宗部2（大正一切經刊行會、1927/09）

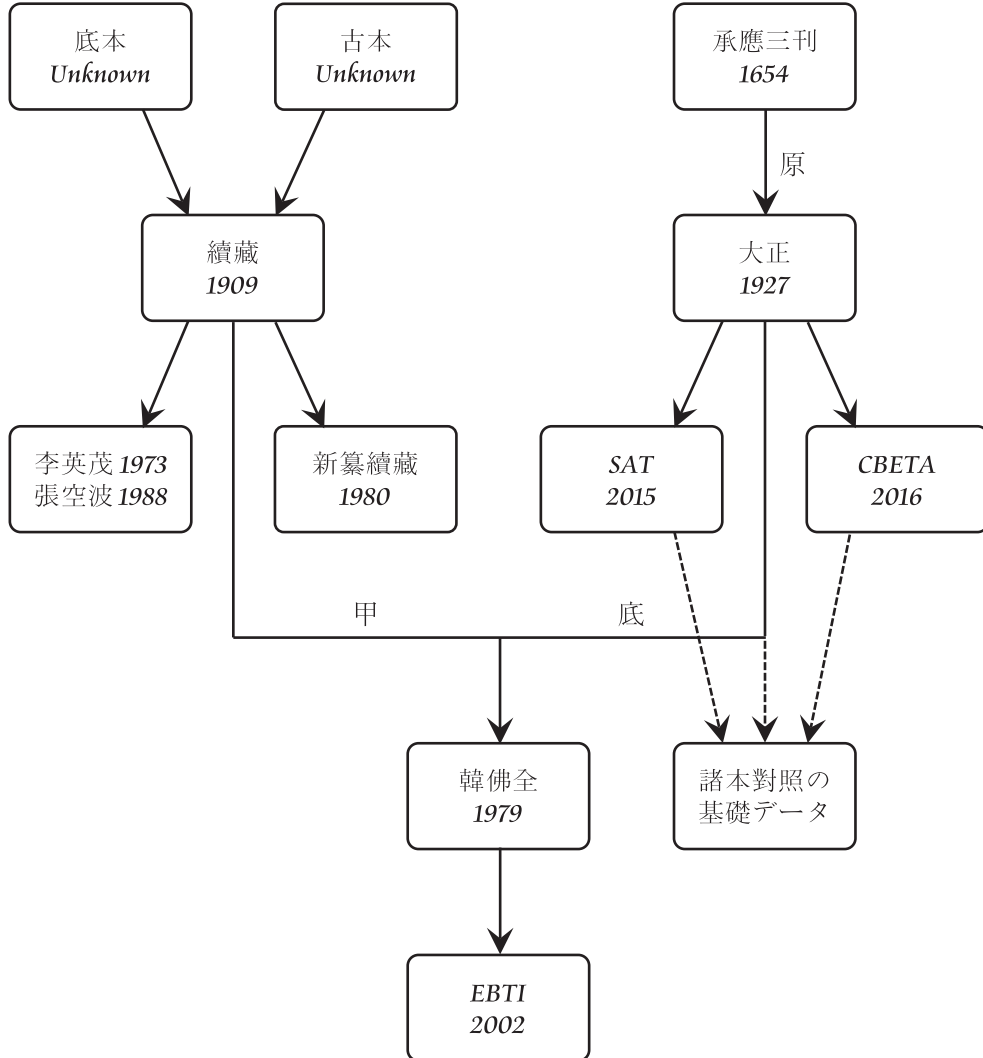
L3：『韓國佛教全書』第1冊（東國大學校出版部、1979/01）

L4：『新纂大日本續藏經』第39卷（國書刊行會、1980/04）

韓國で編纂された（L3）『韓佛全』収録本（H1, 581a2-585c17）は、日本の（L2）『大正』収録本（T45, 918b4-921c1）を底本に（L1）『續藏』収録本（Z1-61-3, 183ra1-186rb12）を甲本にしたもので<sup>3)</sup>、この段階で8件の翻刻ミスが生じており、正字と俗字が混在するなど、缺點の多いテキストである。（L4）『新纂續藏』収録本（X39, 176b7-179c12）は『續藏』を承けたもので、この段階で一字（「**囿**所得心」X39, 177a6、『續藏』では空白）が加えられている。

『續藏』（一種の校訂テキストか）の底本は明確でないが（後述）、頭注に古本（不明、W4でないことは確かである）での異讀情報が9件記されている。『大正』は承應三年（1654）の版本（以下、承應三刊）を原本にしたもので<sup>4)</sup>、この段階で11件の翻刻ミスが生じている。つまり、現在スタンダードとして頻用されている『大正』もなお不備があるということである。

管見の知る限り本書に対する最初の韓国語全譯とみられる李英茂1973は、20世紀に出版された藏經類の中で最も成立の早い『續藏』を底本にしているが、タイピングエラーが非常に多く、張空波1988も『續藏』を底本にしているが、所とところ餘計な手が加えられている。



【圖表 1】藏經類等の系譜

それから現在インターネット上で利用できる本書のテキストデータベースは次の3種がある。

【テキストデータベース（Text database）3種】

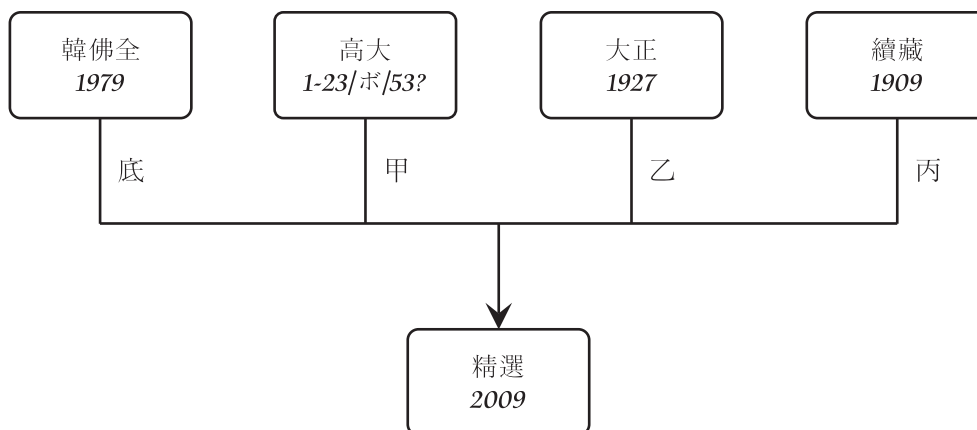
SAT：大藏經テキストデータベース研究会のSAT大正新脩大藏經テキストデータベース  
2015版（SAT 2015）

CBETA：中華電子佛典協會のCBETA 電子佛典集成 June 2016

EBTI：東國大學校電子佛典文化財コンテンツ研究所の韓國佛教全書檢索システム 2002<sup>5)</sup>

SATとCBETAは『大正』の、EBTIは『韓佛全』のテキストデータベースである。『大正』に忠實であるという点から言えば、SATの方が完成度が高く、入力ミスはわずか6件（文字3、句点3）のみである。CBETAの入力ミスは11件（文字2、句点9）でSATを上回っているが、赤で『大正』とSATの誤り（4件）を指摘・訂正している点は評価に値する。句点を用いないEBTIでの入力ミスは16件とあまり精度の高いものではない。またSATにはイメージファイルであるため検索できない文字が1件、EBTIには5件あり、検索の際には注意が必要である。

その他、韓国には本書の校訂テキストに基づく韓国語譯注があり、『精選元曉』（以下、『精選』）に収録されている。その校訂に用いられたテキストについては『精選』に「底本は『韓國佛教全書』第1冊（東國大學校出版部、1979）に収録（pp. 581a1-585c17）された『菩薩戒本持犯要記』である。これに対する校勘本として、甲本は高野山大學圖書館に所藏されている『菩薩戒本持犯要記』であり、乙本は『大正新脩大藏經』第45卷に収録された『菩薩戒本持犯要記』であり、丙本は『大日本續藏經』第1輯61套3冊に収録された『菩薩戒本持犯要記』である。『韓國佛教全書』では乙本を底本としたのである（筆者による和譯）」（p. 297（n. 1））とあり、まとめると以下の通りである。



【圖表2】『精選』の底本

但し、『精選』は三つの過ちを犯している。一つ目はそもそも最良とは言えない『韓佛全』を底本に選んだこと。二つ目は甲本（W4か、同館には複数の『持犯要記』が存する）の底本を明記していないこと。三つ目は好都合の材料ばかりを集めて、恣意的な校訂を行なっているため、脚註において示される24件の校勘記が半端であるということである。

### 3. 高麗・鎌倉・江戸時代の版本

江戸時代の版本は先述の（W3）承應三刊に加え、（W4）貞享三年（1686、以下、貞享三刊）、（W5）元禄元年（1688、以下、元禄元刊）と3種が知られている<sup>6)</sup>。

これらの底本については、3種ともその刊記に（W1）寛元二年（1244）の**大安寺版**<sup>7)</sup>がまるでその底本であるかのように記されているが、版本同士（W3, W4, W5）の比較によると、各々が独自の校正を行なっていることが確認できるため、実際の底本が大安寺版であったかどうかについては疑問の残るところである。

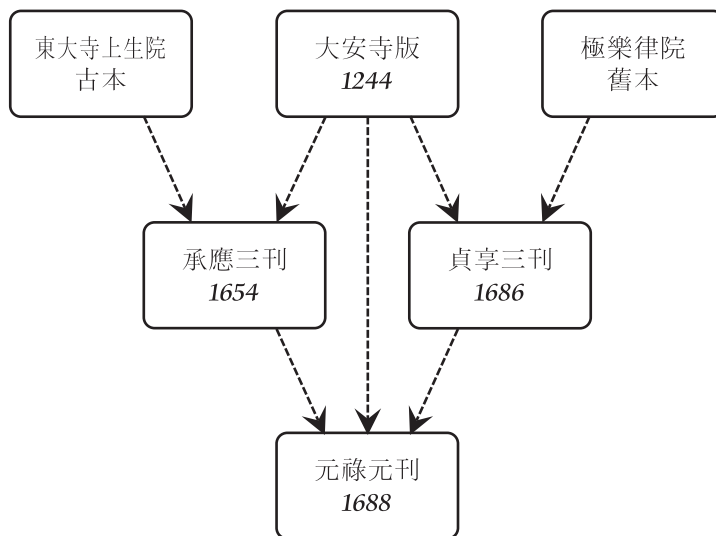
何よりも承應三刊の刊記には、わざわざ寛永十六年（1639）に東大寺上生院で書寫した古本について言及していること、それに貞享三刊の刊記には、先の刊行本（W1又はW3か）に誤脱の少なくないことや、極樂律院の舊本はほとんど理にかなっていると断っていることからすれば、寛元二年というものはある種の權威付けのための形式的なものに過ぎず、実際には、承應三刊は**東大寺上生院の古本**が、貞享三刊は**極樂律院の舊本**が底本として用いられたのであろうと考えられる。

そして3種の版本のうち最も成立が新しい元禄元刊は、體裁上においては、承應三刊からはその版式を模倣しており、貞享三刊からは刊記・符號・記號等を採用している。それから本文は、承應三刊と貞享三刊を取捨選擇しているようで、承應三刊と元禄元刊の相違箇所はほとんどが貞享三刊に見出されることから、先行する2種の版本（W3, W4）がその底本であったものと考えられる。

なお、元禄五年（1692）の刊記を有する『本朝彫刻廣益書籍目錄大全』一之卷では、「持犯要記／同**新校正** 元曉」（34r6-7）と本書の版本2種を挙げている。新しいということで當てるなら、後者は元禄元刊になろうが、前者に関しては上記の版本3種のうち、どの版本を指すものか特定し難い。

とりわけ韓国には、高麗後期（13-14世紀）と推定される（W2）海印寺寺刊本（3-4丁、T45, 919a9-c17、全體の約23.76%、以下、**海印寺版**）が現存しており、版心には「持犯宗要」と刻されている。海印寺版はこれが流通・展開された地域が異なるだけに、日本の諸本とはあまり整合性がとれない面がある。

【版本（Woodblock printing）5種の現存状況】（刊行年順・推定）



【圖表 3】日本の版本の系譜

W1：大安寺版（1244）：4 點<sup>8)</sup>

W1-1. 西大寺

W1-2. 法隆寺

W1-3. 中野達慧舊藏（所在不明）

W1-4. 稱名寺所藏・金澤文庫保管（460函 4 號）

【大安寺版（左）と『續藏』（右）の尾題・刊記】

持犯要記一卷

寛元二年（甲辰）十一月廿四日摸功畢  
勸進大安寺僧信忍

持犯要記一卷（終）

寛元二甲辰十一月二十四日摸功畢  
勸進大安寺僧信忍

W2：海印寺版（12-13世紀）：1 點<sup>9)</sup>

W3：承應三刊（1654）：5 點<sup>10)</sup>

W3-1. 大谷大學圖書館（餘大4331）

W3-2. 大正大學附屬圖書館（1184-1）

W3-3.（京都深草）瑞光寺（B1858）

W3-4. 身延山大學附屬圖書館所藏妙長寺文庫（No. 31）

W3-5. 高野山大學圖書館（12/千光寺/233-1）

【承應三刊（左）と『大正』（右）の尾題と刊記<sup>11)</sup>】

持犯要記一卷

寛元二（甲辰）十一月廿四日摸功畢

勸進大安寺僧信忍

般若寺轉法輪藏

寛永十六之天南京遊學之時以東大寺

上生院古本書寫旃冀令律灯傳諸無

窮矣

寓泉涌小比丘一記焉

承應三年（甲午）八月吉辰

持犯要記一卷

寛元二甲辰十一月二十四日摸功畢

勸進大安寺僧信忍

般若寺轉法輪藏

寛永十六之天南京遊學之時以東大寺上生

院古本書寫旃冀令律灯傳諸無窮矣

寓泉涌小比丘記焉

W4：貞享三刊（1686）：1 點・高野山大學圖書館（1-23/ボ/53）<sup>12)</sup>W5：元祿元刊（1688）：1 點・大谷大學圖書館（餘大2736）<sup>13)</sup>【貞享三刊（左）と元祿元刊（右）の尾題・刊記<sup>14)</sup>】（□は破損箇所を表す）

持犯要記一卷

寛元二（甲辰）十一月廿四日摸功畢

勸進大安寺僧信忍

般若寺轉法輪藏

先所刊行脱誤不少平城極樂律院

所藏舊本殆乎允當屬剗刷氏令壽

于梓願共萬方等喰一味

貞享三年龍次丙寅五月端午日

持犯要記一卷

寛元二（甲辰）十一月廿四日摸功畢

勸進大安寺僧信忍

般若寺轉法輪藏

先所刊行脱誤不□平城極樂律院

所藏舊本殆乎允當屬剗刷氏令壽

于梓願□□方等喰一味

元祿元年（戊辰）十一月吉日

田中庄兵衛梓

## 3-1. 『續藏』の底本について

さて、かつて筆者は『續藏』の底本について、金炳坤（2016b, 496）において「貞享三刊を底本にしていることが判別できた」と述べたのであるが、その後の再検討により、必ずしもそうとは言えないことが新たに判明したのである。したがって、次の事例を以てこの誤りを正しておくことにしたい。

即ち『續藏』の尾題には「持犯要記一卷（終）」とあるが、貞享三刊は言うまでもなく、大

安寺版をはじめ、残る江戸時代の版本2種の尾題にも「(終)」の一字が見当たらないのである。しかしながら金相鉉(2000, 167)は、具体的な根拠を示さずに『續藏』の底本が大安寺版であると指摘している。恐らくは江戸時代の版本3種の刊記に共通してみられる「般若寺轉法輪藏」という一文が大安寺版と『續藏』には見当たらないことを理由にしたものであろう。しかしそうすると、上記の事例に対する説明がつかなくなる。

そもそも筆者は次の理由により大安寺版を『續藏』の底本から外していたのである。先述の如く、江戸時代の版本3種の刊記には、各々に「寛元二」から「信忍」までの大安寺版の刊記が踏襲されている。このことは大安寺版の「甲辰」が細字雙行でなく、「廿」が「二十」で記されることを除けば『續藏』にも同じく言えることである。しかし、大安寺版の刊記には「寛元二年」とあるのに對して、『續藏』はもちろん江戸時代の版本3種の刊記にはこの中の「年」の一字が外されているのである。つまり、大安寺版と『續藏』とでは尾題と刊記において二字の相違が認められるのである。

いずれにしても、兩者の関係を明確にするためには大安寺版も完本との、文獻全體にわたる綿密な検討が求められよう。しかしながらそれを實現することは現状では厳しいものがある。大屋(1929, 174)は大安寺版の(W1-2)法隆寺藏本について「首部を闕けし同書の摺本をえたり」と述べるにとどめている。そのため大屋(1926, pl. 22)に掲載されている法隆寺藏本の圖版(卷子本 豎八寸八分)以外にどの程度の分量が残存しているのかについては實際に調査してみる必要がある。ともあれ、現在その所在が確認できている大安寺版の傳本3點(W1-1: 5行、W1-2: 12行、W1-4: 1行)は、いずれも卷末の數行しか傳わらないため、大安寺版が『續藏』の底本であるかどうかを判ずるには、分量的にあまりにも不十分であると言わねばならない。

ところで、『大日本史料』より兩者の関係を再考し得る記録が見つかったのである。ゆえに、この點について考察を加えることにしたい。

『大日本史料』(5-18, 281)には「〔持犯要記〕(○中野達慧氏所藏)一卷／<sup>(奥書)</sup>寛元二年(甲辰)十一月廿四日摸功畢、<sup>(異筆)</sup>「中正院」勸進大安寺僧信忍」とあり<sup>15)</sup>、刊記からして、この資料は大安寺版そのものである可能性が非常に高いと考えられる。

所藏者である中野達慧(1871-1934)氏については「中野本(中野達慧)…『大日本續藏經』、『日本大藏經』などの編纂・刊行に従事し、さらにインド・中國・朝鮮・日本の4か國の佛教總合著作目録の作成を目指して中國や日本の古寺を回り、佛書を収集した。本文庫は關東大震災後の圖書館復興費により購入された。なお、『大日本續藏經』、『日本大藏經』の底本となった佛書は、京都大學附屬圖書館に所藏されている」ということが知られている<sup>16)</sup>。このことから(W1-3)大安寺版(以下、中野本)が『續藏』の底本である可能性が示唆されたのである。假にそうであるならば、底本のままでない『續藏』は一種の校訂テキストとみるべきで

あろう。しかし肝心な中野本の所在は現在不明である<sup>17)</sup>。

#### 4. 寫本

管見の限り本書の寫本は次の8點を数える。

【現存する寫本（Manuscript）8點】（書寫年順・任意）

M1：大東急記念文庫（24函38架976番號）：建保六年（1218）<sup>18)</sup>

M2：稱名寺所藏・金澤文庫保管（286函10號）：文永四年（1267）前後か<sup>19)</sup>

M3：西教寺正教藏文庫（國文學研究資料館マイクロ請求記號312-239-6）：  
弘安六年（1283）<sup>20)</sup>

M4：東大寺圖書館（111部198號）：正安三年（1301）<sup>21)</sup>

M5：稱名寺所藏・金澤文庫保管（454函2號）：14世紀以前か<sup>22)</sup>

M6：西教寺正教藏文庫（國文學研究資料館マイクロ請求記號312-239-5）：  
寛永廿年（1643）<sup>23)</sup>

M7, M8：身延文庫（餘宗1-15、餘宗1-16）：17世紀以前か<sup>24)</sup>

身延文庫の2點——（M7）餘宗1-15、（M8）餘宗1-16——は、2點とも完本（本文は12丁）で、（W1）大安寺版の版式に類同し<sup>25)</sup>、書寫年次を記す識語はなく、見返しに身延山第27世通心院日境<sup>26)</sup>（1601-1659）の自署花押の木版捺印があることから、17世紀かそれ以前のものであることが推定できる。他筆である2點は、どちらかが一方を寫したというよりは、各々が同じ底本を寫しているようである。

正教藏文庫の2點——（M6）312-239-5、（M3）312-239-6——は、2點とも江州芦浦觀音寺の舜興（1593-1662）舊藏<sup>27)</sup>で、完本（本文は14丁）である前者は、見返しに「觀音寺／舜興藏」（117コマ）と、卷末に「江州芦浦／觀音寺／寛永廿年三月日／舜興藏」（132コマ）と寛永廿年（1643）の識語があり、完本（本文は19丁）で亂丁<sup>28)</sup>のある後者は、見返しに「觀音寺舜興／監者舜度」とあり、尾題を缺き、本文末尾に「此書者是元曉釋也（云云）／弘安六年九月十三日於台山西塔北尾谷西方院／北面學宣終筆功畢 雲惠／願以書寫力 三世常持戒 滿足法界海 繞益有情戒／是生諸佛土／傳●●」（●は難讀字を表す）と弘安六年（1283）の識語があって、後付末尾に「江州栗太郡芦浦／觀音寺／舜興藏」とある。

M3, M6、そして後述するM1の3點は、古形に屬する同系統の寫本とみられ、同箇所における誤字・脱字・衍字・異體字など、諸要素から察するに、M3, M6の底本はM1の底本よりも古いものである可能性がある。

金澤文庫の2點——（M2）286函10號、（M5）454函2號——は、2點とも殘缺本で、落丁（6から11丁までの6丁か）及び錯簡のある前者（1紙4面）は全體の約37.59%が、後者は約



25.89%（12から15丁までの4丁か）が現存し<sup>29)</sup>、書寫年次を記す識語はなく、前者は審海（1229-1304）の手澤本とされ、後者は13-14世紀と推定されている。

となると湛睿（1271-1346）の『起信論義記教理抄』（『新版日藏』42, 313a2-5）での本書引用（T45, 919b29-c1）は、これらを直にみていた可能性もあり得ようが、惜しむらくは2点とも缺損箇所にあたるため対比し得ない。

ところで、金澤文庫の古文書の中には、湛睿と『持犯要記』の関係について知り得る圖書貸借に関する記録が存在する。両者を直接結び付けるものではないが、龍角寺の朗海が東禪寺の湛睿に宛てたもの（1326年以降か）とみられる書状の中に「持犯要記抄物兩卷」の返却を受けたこと、「持犯篇之分二卷」を貸與する意圖のあることについて記録されており<sup>30)</sup>、また直接結び付けるものとしては、禪春が湛睿に宛てたものとみられる書状の中に「持犯要記二卷」及び「抄物本末」は確かに返却して頂いたという記録が<sup>31)</sup>、そして湛睿手澤本『律宗要義抄』の紙背文書にみられる書状の中には、高性が湛睿に「持犯要記一卷」「同抄出一帖」を返却するとの意が記されている<sup>32)</sup>。なお、詳細については後述するが、金澤文庫には文應二年（1261）の識語を有する湛睿の『持犯要記』に対する注釋書（269函20號）が所蔵されている<sup>33)</sup>。

20丁のうち2丁（4-5丁、全體の約10.99%）が落丁し、かつ亂丁<sup>34)</sup>もある（M4）東大寺圖書館（111部198號）の1點は、末尾に「正安三年正月八日於南都三學院筆寫了／偏是爲興隆佛此利有●七 導顯／●●● 勸學院 明源上人／傳顧照基」と正安三年（1301）の識語がある。

相前後して東大寺では、建治元年（1275）に凝然（1240-1321）が伊予への歸郷に際して本書を携えており<sup>35)</sup>、戻るとその翌年から『梵網戒本疏日珠鈔』の執筆に取り掛っている。再々治の末、42年後の文保二年（1318）に完成<sup>36)</sup>をみる同書には、本書の約37.23%が引かれているが、これは本書を引用する文獻の中で最多である。本寫本の書寫がこの最中——同寺の誰かが勉學のために取り寄せたものとも考えられよう——にあたることは興味深い。

凝然にはこのほかに（C2）散逸書『持犯要記略述』（『佛全』1, 117b2）があり<sup>37)</sup>、『律宗瓊鑑章』（『新版日藏』70, 3b15）と『維摩經疏菴羅記』（『佛全』5, 205b6）では本書に言及している。

建保六年（1218）5月25日の識語を有する（M1）大東急記念文庫（24函152架976番號）の1點は、高山寺舊藏で、奥付が確認できる寫本の中では、現在傳わる最古のものである。完本（1紙4面の本文は11紙）で丁付が記されており、尾題を抜き、後代のもと思われる異本による校正（異讀情報）が施されている。

同年5月22日には喜海（1178-1251）が梅尾山高山寺の十無盡院において本書を書寫しており、同月25日には同寺の石水院において明恵（1173-1232）を中心に數輩の同學との間で本書の談義が行なわれているが<sup>38)</sup>、本寫本はこの談義の場において実際に使われていた可能性があると考えられる<sup>39)</sup>。

## 5. 注釋書

本書に對する注釋書は、存・失、あわせて5點が知られている。

【注釋書（Commentary）5種】（成立年順・推定）

C1：頼瑜（1226-1304）『持犯要記略鈔』（失、『諸宗章疏錄』卷三に記載あり）

C2：凝然（1240-1321）『持犯要記略述』（失、『諸宗章疏錄』卷二に記載あり）

C3：眞圓（-1282-1313-）『持犯要記助覽集』

（存、京都大學附屬圖書館：日藏/既刊/82<sup>40</sup>、東大寺圖書館：114部244號<sup>41</sup>）

C4：仲範（-1289-1362-）『持犯要記俗書勘文抄』（存、東大寺圖書館：114部243號<sup>42</sup>）

C5：湛睿（1271-1346）『\*持犯要記見聞集』

（存、稱名寺所藏・金澤文庫保管：269函20號）

このうち、(C1) 頼瑜の『持犯要記略鈔』（『佛全』1, 190b15）と<sup>43</sup>、既述の(C2) 凝然の『持犯要記略述』は目録上でしか確認できない散逸書であるが、後續の3點は現存書である。

注目すべきは、凝然、眞圓、藤原仲範（忠範）の三師と湛睿が深い関わりを持っていたことである。湛睿は早くから凝然に師事し、戒律等の研究に勵んでおり、湛睿が我師と稱する尊道房眞圓からは、23歳の時に奈良の般若寺において戒律の秘儀を受けている。また刑部少輔であった仲範とは師弟関係にあったことが知られている<sup>44</sup>。

現存する注釋書の中で最も廣く知られている(C3) 眞圓の『持犯要記助覽集』（以下、『助覽集』）は、末尾に「弘安五年…南都般若寺遍學行苾芻 眞圓尊道識」（『新版日藏』40, 33a7-11）とあることから、弘安五年（1282）に般若寺で成立したことが分かる。先行研究については、福士（2004, 423）に「既に金相鉉氏の詳細な研究が發表されている。現在のところ金氏の研究に指摘を加えるところがない」とあるように、金相鉉2000が随一との評價をものにしていて、このほかに本書に對する本格的な研究はほとんど見受けられない。

本書の資料的價値を『持犯要記』の定本化に利するものなのかといったところに求めるのであれば、惠谷隆戒氏が「本書は『要記』に記す重要事項について注釋をしているものであって全文の隨文解釋ではない」（『新版日藏』97, 289）と指摘している通り、本書において『持犯要記』は、主に「記（本文）等者」（62例）「記（本文）者」（35例）「記（本文）等」（2例）といった形式で本文の一部しか引用されていないために、全文抽出ができないという觀點からみれば、必ずしも定本化に適しているものとは言い難い。

### 【資料1】『助覽集』にみられる『持犯要記』の本文一覽

『助覽集』		『持犯要記』の本文		『大正』	異讀
1b4	初	菩薩		者 918b4	

1b6		言	戒本		者	918b4	
1b9		言	持犯		者	918b4	
1b11			要	謂		918b4	
1b11-12			記		者	918b4	
1b17			沙門		者	918b5	
2a4		言	元曉		者	918b5	
2b10			述		者	918b5	
2b11			持犯之要			918b13-14	
2b16	記		返流歸源		者	918b6	
3a8	記		去邪就正		者	918b6	
3a13	記		邪正之相易濫	等	者	918b7	
3a15		彼	罪福		者	918b7	
3b2	記		或內意實邪	等	者	918b8	
4a9	記		專穢道人	等	者	918b10	
4a10		對	專穢道人			918b10	
4a11		對	尅私沙門			918b10-11	尅 = 剋
4a12	記		今將遣淺事	等	者	918b12	
4a12			遣淺事		者	918b12	
4a13			去似迹		者	918b12	
4a15	記		爲自忽忘	等	者	918b12-13	忽 = 忽
4a17	記		持犯之要	等	者	918b13-14	
4b3	記		總判輕重		者	918b15-16	
4b4-5		然	總判		者	918b15	
4b7	記		頭數乃有八萬四千		者	918b17	數 = 類
4b16-17		故云	頭數乃有八萬四千		也	918b17	數 = 類
5a3	記		括舉其要別有三類		者	918b17-18	
5a4		今言	要		者	918b17	
5a6	記		或四十四如達磨戒本所說		者	918b18	磨 = 摩
5b1	記		或四十八如多羅戒本所判		者	918b18-19	
5b8	記		或有二百四十六輕如別解脫戒經所立		者	918b19-20	

6a7	記		此第二中有共不共		者	918b20	
6a8		所言	共		者	918b20	
6a8		言	不共		者	918b20	
6a13	記		共不共相依文可解		者	918b20-21	
6b5	記		重戒之中總說有十		者	918b21	
7a14	記		或有共小之重		者	918b22	
7a15		故云	共小		也	918b22	
7a16	記		或有不共之重		者	918b22-23	
7a17		故云	不共		也	918b23	
7b1	記		或立在家菩薩六重	等	者	918b23	
7b7		今且大判云	謂十重內在前三也			918b23-24	
7b8	記		此中合有共與不共		者	918b24	
7b9		故云	此中合有	等	也	918b24	
8a17	記		今依達摩戒本	等		918b25	
8b1		故云	今依達磨	等	也	918b25	磨 = 摩
8b3	記		文言於有違犯	等	者	918b26	
8b9	記		欲悲雖所作業	等	者	918b27	
8b13	記		謂由四因所犯諸事		者	918b28	
8b15	記		謂由三緣	等	者	918b29	
9a6-7		文言	別福無犯如文廣說	是	也	918c2-3	福 = 論
9a8	記		於有犯中	等	者	918c3	
9a8-9		故云	有其二聚		也	918c3	
9a9			重內應知	等	者	918c3-4	
9b7	記		四因之中	等	者	918c5	[之] -
10a17	記		別論染不染者	等	者	918c7	
10b9			亦依本文		者	918c7	
10b12	記		且就初戒以示其相		者	918c8	
10b15	記		於一讚毀有四差別		者	918c8-9	
10b15-16			是福非犯			918c10	
10b16			是犯非染			918c10-11	
10b16			是染非重			918c11-12	

10b16			是重非輕			918c12-13	
11a16	記		若爲令彼起信心故	等	者	918c9	起 = 赴
11a17			福非犯		也	918c10	
11b1	記		若由放逸無記心故	等	者	918c10	
11b2		故	犯非染		也	918c11	
11b4	記		若於他人有愛恚心	等	者	918c11	
11b11	記		若爲貪求利養恭敬	等	者	918c12	
12a9	記		成三之由	等	者	918c13	
12b13	記		由纏故者	等	者	918c14	
13b3		今記	若纏現行	之言		918c14-15	纏 = 纏
13b10	記		由事故者	等	者	918c17-18	
13b17	記		佛法內人	等	者	918c20	
14a5		今言	似佛道魔事		者	918c21	道 + (之)
14a8	記		猶如師子身內之虫	等	者	918c21	
14b6	記		依於心學		者	918c22	
14b10	記		由心澄淨	等	者	918c25	淨 = 靜
15a2	記		此由獨揚	等	者	918c28	
15a10	記		如有一類長住深山	等	者	919a1	
15b6		所言	旃陀羅		者	919a5	
15b9			起自高心普抑諸僧			919a3	
15b11	記		坐邪戒者	等	者	919a6-7	
15b11-12		所列	不衣絲麻	等		919a8	
15b14		言	絲麻		者	919a8	
15b14		言	穀		者	919a8	
15b17	記		此人全其小善	等	者	919a14	小 = 不
16a4	記		不觀餘人作與不作	等		919a16-17	
16a16	記		如似聲聞无常等觀	等	者	919a21-22	
17a8	記		一由增益二由損減		者	919b2-3	
17b6	記		執有如言自性差別		者	919b4-5	
17b9	記		具四顛倒		者	919b7	
17b12	記		佛意甚深絕諸戲論		者	919b9	

17b14		故云	絶諸戲論		也	919b9	
17b17	記		偏習一分甚深經論		者	919b13-14	
18a5	記		不解密意如言取義		者	919b14	
18b3	記		三性二諦		者	919b15-16	二 = 三
18b4-5		先	三性		者	919b15	
18b12		次	二諦		者	919b15-16	二 = 三
19a5	記		獨恃自見不受他言		者	919b17-18	恃 = 特
19a8	記		猶如根本無明極闇	等	者	919b29	
21a4	記		如偈說云	等	者	919c2	
21a8		今記所明	服藥成病	一段文	者	920a2	病 = 疾
21a10	記		由其解昧	等	者	919c5	
21b3	記		是故菩薩深悲餘人	等	者	919c7	
21b7	記		如偈說云	等	者	919c9	
21b16-17			如毫釐		者	919c11	
22a3	記		佛道廣蕩	等	者	919c14	
22a4		故曰	廣			919c14	
22a4		故曰	蕩			919c14	
22a4-5		故曰	無礙			919c14	
22a5		故曰	無方			919c14	
22a8		故云	無所據			919c14-15	
22a11		故云	無不當		也	919c15	
22a12	記		故曰一切	等	者	919c15	
22a17	記		百家之說	等	者	919c16	
22b4-5		言	八萬法門		者	919c16	
23a5	記		猶如有人	等	者	919c18	
23a6		言	蒼天		者	919c19	
23a7			小聞		者	919c17	小 = 少
23a7			其狹見			919c17	其 + (様)
23a9	記		問如經言	等	者	919c20	
23b2	記		如經偈云	等	者	920a7	
23b10	記		設使子之見解	等	者	920a10	

23b12	記		如乞兒云	等	者	920a12	
24a8	記		至道昏昏	等	者	920a15-16	
24a11	記		唯有宿植善根	等	者	920a16-17	植 = 殖
24b4	記		若欲於此自察心病		者	920a21	
24b10	記		如深密經	等	者	920a22	密 = 蜜
25a13			由是見故	等	者	920a28	
25b2			何以故		者	920a29	
25b5			若於二相見爲無相		者	920b2	
25b6			彼雖於法	等	者	920b3	
25b10	記		瑜伽論云	等	者	920b5-6	
25b11		故云	一類			920b6	
25b14		故云	聞諸	等		920b6	諸 = 說
25b17		故云	不能如實	等		920b7	
26a1		故云	一切唯假	等		920b9	
27a12	記		如多羅戒本云		者	920b25	
27a14	記		舉一隅便以	等	者	920c3-4	
27a16	記		若知他人所執非理	等	者	920c16	
27b4	記		毀讚揚抑		者	920c25	
27b6	記		性是弘慤		者	920c27	慤 = 慤
27b8	記		不知端倪		者	920c27	倪 = 兒
27b11	記		雖依如前	等	者	921a9	
27b14	記		戒不自生必託衆緣		者	921a13	
28a3	記		卽緣非戒	等	者	921a13-14	
28a3-4		故云	卽緣非戒	等	也	921a13-14	
28a6	記		如是求戒永不是有	等	者	921a14-15	
28a10	記		如說戒相罪相亦爾	等	者	921a16-17	
28b6	記		永忘三輪不墮二邊		者	921a24-25	
29a3	記		如經言罪非罪	等	者	921a25-26	
29a9	記		此中言戒光者	等	者	921a29	
29a10		故云	戒光			921a29	
29a10		故云	無二無別			921a29	

29a11		故云	明淨雜染同一故		也	921b1	一+ (味)
29a15	記		戒無自性	等	者	921b1-2	
29a17	記		非無因戒	等	者	921b3-4	
29b2	記		雖非色心	等	者	921b4-5	
29b7	記		雖非無戒	等	者	921b6	
29b15	記		經中正答	等	者	921b13	
29b16		故云	經中正答	等	也	921b13	
30b1	記		仰依聖典	等	者	921b20	
30b4		所言	聖典了義文		者	921b20	
30b5		故云	了義			921b20	
30b17	記		粗述戒藏	等	者	921b20	
30b17			戒藏	謂		921b20	
31a2			要門		者	921b20	
31a4	記		普爲法界	等	者	921b21	
31a9	記		四句三聚戒		者	921b22	
31a11	記		六意五修		者	921b22	
33a4	記		遠離二邊	等	者	921b23	

筆者の調査によると、本書から『持犯要記』の本文は凡そ15.89%しか抽出できなかった。しかし、別の観点からみれば、本書には『持犯要記』が出典を明かさずに引用している諸書の典拠が明かされ、しかも引用でなくとも『持犯要記』が基とする諸書の典拠が提示されているのであり、また、『持犯要記』の影響を受けている法藏（643-712）の『梵網經菩薩戒本疏』をはじめ、義寂（7-8世紀頃）の『菩薩戒本疏』や大賢（8世紀中頃）の『菩薩戒本宗要』など、関連章疏との比較がなされているなど、示唆に富んだ多角的な考察が行なわれている。そういったところでは確かに利するところは大きい。とくに前者の中には、語句の省略（少變）や脱失、それから誤字の指摘などが含まれているため、筆者は『持犯要記』の諸本中にみられる異讀の是非を判じ得る比較資料としての価値も見こんでいる。

（C4）仲範の『持犯要記俗書勘文抄』は、牧野1992にその翻印が掲載されているが、後續する研究は見当たらず、今のところ本書に対する論考はこれ一本しかないようである。

本書の注釋方式について、牧野（1992, 69）は「『菩薩戒本持犯要記』中の語句についての俗書に基づいた勘文であり、`戒律、關係の抄物である」と指摘するだけであるが、具體的にい



うと、本書は『持犯要記』中の「記」(1r2)、「新羅國」(1r7)、「元曉」(1v5)、「述」(6r4)、「尅私」(6r6)、「五穀」(6v3)、「由獨淨居雜染間」(6v6)、「慎莫爲善」(7r1)、「宗狗逐菟」(7r6)、「猶如有人」(7v6)、「舉一隅」(8r1)、「皆歎哀貶」(8r3)、「如有高士」(8r4)、「苞朴」(8v1)、「端倪禍福」(9r3)、「又有下愚稟性鈍朴」(9v3) という16の語句を見出し語とし、これらに對する解説で構成されているコメントリーである。

その典據とするところを挙げてみると、外典に『説文』『史記』『文選』『貞觀政要』『長恨歌』『尙書』『論語』『晉書』『史記注』『淮南子』『文選注』『莊子』『老子經』『老子經注』などがあり、佛典としては、守一述『濟緣記序解<sup>45)</sup>』(散逸書か)、『然公抄』(不明・後述)、贊寧撰『宋高僧傳』(T50, 730a6-b29)、道宣撰『四分律刪繁補闕行事鈔』(言及)、元照撰『四分律行事鈔資持記』(T40, 160a22-23)、鳩摩羅什譯『妙法蓮華經』(T9, 10c11)・『摩訶般若波羅蜜經』(T8, 253c29)、子文編『佛果圓悟眞覺禪師心要』(X69, 453a7-8)などが用いられている。

中でも「元曉」に對するコメントが全體10丁(1r1-10r8)からなる本書の約4丁半(1v5-6r3)とほぼ半分を占めており、この中に『宋高僧傳』卷第四所收の「唐新羅國黃龍寺元曉傳」が全文そのまま引用されている。

特筆すべきは、以下に挙げる『然公抄』引用であるが、これらの文例は『持犯要記』のほかの注釋書との關連性について論じ得るために注目に値する。

- 1) **然公抄**云。大唐稱元曉號海東法師。但記主所居之處不定也。或居彼國黃龍寺(在大宋傳)。或住彼域興輪寺(出楞伽宗要)。或栖青丘山。或但云新羅(如今要記)。如大賢總別單重隨舉無在(云)(1r7-v4)
- 2) 大宋高僧傳卷第四(云)…(已上)(1v5-4v5)。今按云。此本亦和本故文字多誤。又與**然公**勘文々有增減。故自西遊行[至]至。元曉大師本傳無之。此依義相法師傳寫之歟。言薛氏(T50, 730a7)者。…言叩髮之年(730a7)者。…言沈々然(730a9)者。…言土龕者。…言發言狂悖(730a12)者。…**然公抄**云。多崇者。崇字誤也。可作崇字也。…同居士入酒肆俗家(730a13)者。…若誌公持金刀鐵錫(730a13-14)者。…言或撫琴以樂祠宗(730a14)者。…言或閭閻寓宿(730a14)者。…言譜王不納(730a17-18)者…(4v5-6r3)

前者は「新羅國」に對するコメント中にみられる引用であるが、これに類する文例が『助覽集』に「然准諸文居處不同。或云居彼國黃龍寺。(見大宋高僧傳第四。)或云住彼城興輪寺。(楞伽宗要)」(『新版日藏』40, 1b15-16)とあることから、兩者の關連性が指摘できる。しかしながら、『助覽集』と『然公抄』の先後關係が明確でないことから、互いの影響關係については論じ得ないが、或いは同様のソースに依っていた可能性ならば、一つ言えるであろう。

後者は、先述の「元曉傳」引用に次いで「元曉傳」中の用語(括弧内は『宋高僧傳』のペー

ジ數）が順に解説されていく中にみられる引用であるが、『然公抄』に誤字であることが指摘されているこの「多崇」という用語は、實は「元曉傳」ではなく、『宋高僧傳』卷第四所收の「唐新羅國義湘傳」中にみられる用語である。「元曉傳」の全文を引いておいてそこから順を追ってその中の用語を解していくそれまでのパターンに照らせば、唐突にもそこには「義湘傳」中の用語が登場するなど、いささか不可解であるが、このように解説文の途中に「義湘傳」中の元曉関連記事の用語が紛れこんでいる例は、このほかにもう一例あって「土龕」という用語もこの場合に当たる。

要するに、仲範が解説文の冒頭において「又た然公の勸文と文に増減あり」と言っていることから想定し得るように、ここが『然公抄』をベースにしたものであることが、また『然公抄』が「元曉傳」に加え「義湘傳」も参照していたことが窺われるのである。このように「元曉」に対するコメントの中に「元曉傳」のほかに「義湘傳」が用いられる現象は、『助覽集』にも同じく言えることである。

さて『然公抄』が何たるかについては、何一つ確かなことは言えないが、通常「然公」という場合は、凝然のことが想起され、都合よくも凝然には（C2）『持犯要記略述』という散逸書の存在が知られているために、假に『然公抄』が『持犯要記略述』の異稱であるとするならば、これらの文例はその逸文である可能性が考えられよう。

なお、本書から抽出できる『持犯要記』の本文は、「記」（T45, 918b4）、「新羅國」（918b5）、「元曉述」（918b5）、「尅私沙門」（918b10-11）、「毎尅深戒」（918b11）、「不食五穀」（919a8）、「由獨淨居雜染間」（919a25-26）、「古之大賢誠其子云愼莫爲善其子對曰當爲惡乎親言善尙莫爲況爲惡乎」（919a28-b1）、「宗狗逐菟」（919b22）、「猶如有人」（919c18）、「舉一隅」（920c3）、「皆歎哀貶」（920c26）、「如有高士性是弘懿放神苞朴不知端倪混禍福而歸一忘彼我爲無二」（920c27-28）、「又有下愚稟性鈍朴莫知是非難別菽麥不識善之爲善」（920c29-921a2）の99文字（全體の約2.12%）である。

本書研究の方向性ないし展望については、牧野（1992, 69-70）に「鎌倉の地に於て仲範と交流のあった金澤稱名寺三世湛睿にも『持犯要記』の聞書が存し、神奈川県立金澤文庫に保管現存する。比較考察の機を得たく考えるものである」と述べられており、湛睿との関係を含め、今後の研究が俟たれるところである。

（C5）その湛睿の聞書とは、『金澤文庫古書目録』に「持犯要記」として挙げられているものがこれに当たる<sup>46)</sup>。納富常天氏によって湛睿の著書（自筆稿本）として分類し直された本書は『持犯要記見聞集』という假題が付されている<sup>47)</sup>。本書に対する積極的な研究はいまだ行なわれておらず、わずかに納富氏による解説がある程度である。本書は今後『持犯要記』に対する諸注釋書の相互關係を論ずる上で、中心的役割を果たしていくことが予想されるため、以下に納富氏による解説全文（1995, 630-631）を引用しておきたい。

つぎに『持犯要記』一卷一冊は、新羅元曉が大乗菩薩の律儀を護持するため、去邪就正の要門について述べた『菩薩戒本持犯要記』の註釋である。縦一三・〇センチメートル、横一七・八センチメートル、例帖装で巻首は破損甚だしく不分明な部分もあるが、前表紙右下に手澤名「湛睿」、左方に書名があったらしいが、その下に「文應二年 [ ]」とある。また内題「持犯要記」の下に角書きで「[ ]年正月十五日始之 [ ]七日始開講廿二日結願」と識語があり、講義を行ったことが推察される。内容は本文中の「返流歸源之大津」（『大正新修大藏經』四五・九一八中）から「故緣戒光」（同九二一中）まで三十六の主要な語句をとりあげ註釋している。註釋にあたっては華嚴の大學匠らしく『起信論』『演義鈔』『華嚴經疏』『圓覺略抄』『十地論』『瑜伽師地論』『中邊分別論疏』『華嚴七科章』『華嚴五十要問答』『梵網菩薩戒本疏』（法藏）『圓悟心要』など華嚴を中心とした多くの經論を引文しているが、般若寺真圓が弘安五年（一二八二）に著わした『菩薩戒本持犯要記助覽集』を引文しているのみならず、『文選注』『白氏文集』『老子經』『玉篇』『龍龕』などの外典も引用している。

## 6. 引用文献

これまでの調査によると、本書は9から19世紀までの日本佛教各宗派の25師によって30部（注釋書を含み、散逸書は除く）の中において引用（取意・言及・語注を含む）され、またそれが宗派や時代に偏り・隔たりなく、普く分布することが確認できたのである<sup>48)</sup>。

人数	部数	宗派	師名	生没 [成立] 年代	書名	備考
-		-	元曉	617-686	『菩薩戒本持犯要記』	
1	1	天台宗	最澄	767-822 [820]	『顯戒論』	
2	2	天台宗	圓琳	1174-1237- [1237]	『菩薩戒義疏鈔』	
-	-	眞言宗	頼瑜	1226-1304	『持犯要記略鈔』	注釋書(失)
3	3	眞言宗	眞圓	-1282-1313- [1282]	『持犯要記助覽集』	注釋書(存)
4	4	浄土宗	良忠	1199-1287 [1282]	『安樂集私記』	
	-			『浄土宗要集』		
5	-	華嚴宗	凝然	1240-1321 [-]	『持犯要記略述』	注釋書(失)
	6			[1306]	『律宗瓊鑑章』	
	7			[1318]	『梵網戒本疏日珠鈔』	
	8			[1320]	『維摩經疏菴羅記』	
6	9	律宗	英心	1289-1354- [1308]	『菩薩戒問答洞義抄』	

7	10	律宗	定泉	1273-1312- [1310]	『表无表章顯業抄』	
	11			[1312-]	『梵網經古迹補忘抄』	
8	12	浄土宗	寂慧 カ	1251-1328	『浄土宗要集見聞』	
9	13	天台宗カ	仲範	-1289-1362-	『持犯要記俗書勘文抄』	注釋書(存)
10	14	華嚴宗	湛睿	1271-1346 [1322-]	『起信論義記教理抄』	
	15			[1261-]	『*持犯要記見聞集』	注釋書(存)
11	16	律宗	照遠	-1361- [1333]	『述迹抄』	
12	17	浄土宗	良榮	1342-1428	『浄土宗要集見聞』	
13	18	日蓮宗	日朝	1422-1500	『撰時抄私見聞』	
14	19	-	失名	[1644刻]	『梵網古迹抄』	
15	20	律宗	行性	-1690- [1680]	『菩薩戒經箋解』	
16	21	浄土宗	圓諦	[1680-]	『安樂集纂釋』	
17	22	浄土宗	湛澄	1651-1712 [1688]	『標註一言芳談抄』	
18	23	天台宗	隆長	[1696]	『一枚起請但信鈔』	
19	24	天台宗	可透	1682-1734 [1718]	『顯戒論贊宗鈔』	
20	25	華嚴宗	鳳潭	1654-1738 [1724]	『梵網經菩薩戒本疏紀要』	
21	26	天台宗	眞流	1711-1774	『顯戒論闡幽記』	
22	27	律宗カ	諦忍	1705-1786 [1769跋]	『梵網經要解或問』	
23	28	浄土宗	普寂	1707-1781 [1779]	『菩薩三聚戒辨要』	
24	29	天台宗	敬光	1740-1795 [1786]	『圓戒指掌』	
25	30	天台宗	覺寶	1808-1890 [1885]	『顯戒論講辨』	

【圖表4】引用文献一覽（成立年順・任意）

敢えて2期に分けてみると、新（選擇・易行）・舊（兼學・戒律重視）兩佛教が高め合う日本佛教の黄金時代とも言える13-14世紀頃と、讀者層が廣がり、出版業が成立した17世紀頃とに区分し得るのである。宗派別にみると、天台宗では最澄が、眞言宗では頼瑜が、浄土宗では良忠が、華嚴宗では凝然が、律宗では定泉が、日蓮宗では日朝——但し、『顯戒論』の孫引き<sup>49)</sup>——が、各々本書にはじめて注目しており、これにより、言うなれば、先驅者による波及効果とその連鎖反應の一環として、その後も、上記の各宗派の門弟たちによって再引用されるなど、一定の影響を及ぼしていることが明らかとなった。

## 【資料2】引用文例一覽（『持犯要記』での敘述順）

## 1. 最澄撰『顯戒論』【引用6】

卷下	謹案。梵網經持犯要記云。如有一類閑居靜慮。離諸散亂。攝心禪門。由心澄靜。髣髴有見。或由邪神加力令識。于時由自少聞不別邪正。又欲引致名利恭敬。隨所見識。令他聞如。耀諸世人。咸疑是聖。此由獨揚似聖之迹。普抑諸僧。爲無可歸。以破佛法。故得重罪。是謂諸僧之大賊也（已上記文）第一蟲竟。（T74, 615c19-26）【引用1（T45, 918c24-29）】
卷下	如有一類長住深山。有所得心。修寂靜業。魔知彼心可以動壞。發空中聲。讚其所行。其人由是起自高心。普抑諸僧住人間者。誰當稱美爾等所行。此人罪過。重於前者。是 <sup>1</sup> 諸菩薩旃陀羅也（已上記文）第二蟲竟。〔616n1: 諸 = 謂㊦〕（T74, 615c26-616a1）【引用1（T45, 919a1-5）】
卷下	如有一類性非質直。或承邪戒。或自邪念。不衣絲麻。不食五穀。反欲貪求利養恭敬。自揚無比。誑諸癡類。希望群愚咸仰己德。普抑一切無異迹者。由是內以傷眞。外以亂人。傷亂之罪。莫是 <sup>2</sup> 先也（已上記文）第三蟲竟。〔616n2: (爲) + 先㊦〕（T74, 616a2-7）【引用1（T45, 919a7-11）】
卷下	如有一類性是淺近。於世大運多 <sup>3</sup> 慢緩時。獨正其身。威儀無缺。便起自高 <sup>4</sup> 陵他之心。 <sup>5</sup> 漫毀乘急戒緩之衆。此人全其不善。以毀大禁。轉福爲禍。莫斯爲甚也。問邪戒之罪。應如所說。持正戒者。何必是罪。所以然者。如有一類內無諸纏。不觀餘人作 <sup>6</sup> 與不作。唯察自心。獨持正戒。如是菩薩。何由成犯。答若無染心。不在前說。而於此人。亦當分別。若由獨淨。令諸世人普於諸僧。謂非福田。利養尊重。偏歸於己者。雖順聲聞自度心戒。而逆菩薩廣大心戒。如似聲聞無常等觀。雖於淺事是無顛倒。而於法身即是顛倒。當知。此中順逆亦爾。若由獨淨。令諸世間未信者信。信者增長。普於諸僧。平等供養。者。非直無犯。乃生多福。然由獨淨居雜染間。以此望得不抑染衆。又欲令他生等敬心者。猶 <sup>7</sup> 頭戴日月而行。而欲不却其暗者矣。自非知機大聖。何能得其然也。以是 <sup>8</sup> 此之故。古之大賢。誠其子云。慎莫爲善。其子對曰。當爲惡乎。責言。善 <sup>9</sup> 當莫爲。況爲惡乎（已上記文）第四蟲竟。〔616n3: 乙本冠註曰慢記作漫, 616n4: 陵 = 凌㊦, 616n5: 乙本冠註曰漫記作慢, 616n6: [與] - ㊦, 616n7: (如) + 頭㊦, 616n8: [此] - ㊦, 616n9: 當 = 尙㊦〕（T74, 616a7-28）【引用1（T45, 919a11-b1）】
卷下	如有一類性是邪聰。爲勝他故。廣習諸論。不解諸法皆離言說。執有如言。自性差別。爲得名利。作如是言。我得三世諸佛意說。若異此者。皆是漫說。此人於一讚毀。具四顛倒。以亂佛法。故成重罪。謂其妄執有所得見。去佛意遠。如天與地。

	而謂我近佛意。是一顛倒也。佛意甚深。絕諸戲論。於一切法。都無所得。而引同己妄見。是二倒也。揚此二倒之見。加於四部之上。是三倒也。抑諸離邊說者。置其偏執之下。是 <sup>10</sup> 門倒也（已上記文）第五蟲竟。〔616n10: 門 = 四◎〕（T74, 616a28-b9）【引用 1（T45, 919b3-12）】
卷下	如有一類。稟性狹劣。不近善友。不廣學問。偏習 <sup>11</sup> 執一分甚深經論。不解密意。如言取義。誹撥諸法依他道理。起如是見。作如是言。三性二諦。但是教門。無所有中。施設假名。如是解者。乃為真實。異此說者。皆是戲論。由是獨特自見。不受他言。設遇鈍根少聞之人。墮其所破。從其所言者。即云。此人神明正直。若值聰明解文義者。巧能立義不墮其破者。便言脫失。謂是心惑。未識自解味鈍。不能 <sup>12</sup> 遂意謂彼心不正。未及我意。 <sup>13</sup> 此猶謂彼心不正未及我意。此猶家狗逐兔。望不能及。便謂已超。止而顧 <sup>14</sup> 是。此損滅人。略由二愚失壞佛法。故成重罪也（已上記文）第六蟲竟〔616n11: [執] - ◎, 616n12: 遂 + (破) ◎, 616n13: (此猶謂彼心不正未及我意) - ◎, 616n14: 是 = 見◎〕（T74, 616b9-22）【引用 1（T45, 919b13-24）】

## 2. 圓琳集『菩薩戒義疏鈔』【引用 6】

卷上中	元曉。亦釋彼論文云。重中當知。奘中上品。（云云）（『佛全』71, 42a16-17）【引用 1（T45, 918c3-4）】
卷下上	元曉云。於一讚毀。有四差別。若為令彼起信心故。是福非犯。若由放逸無記心故。是犯非染。若於他人有受患心。是染非重。若為貪求利養恭敬。是重非輕。第四之中。有其三品。成三之由。亦有二途。謂由事故。及由纏故。由纏故者。若纏現行。非極猛利。或發慚愧。是為奘品。雖極猛利。無慚無愧。未見為德。猶在中品。都無慚愧。深生愛樂。見是功德。是名上品。為事故者。若毀別人。是為奘品。若毀一衆。即是中品。普毀衆多。乃為上品。上品之內。罪非一端。隨其難別。略示三雙。佛法內。人多依三學。起似佛道之魔事故。猶如師子身內之蟲。乃食師子。餘無能故。（『佛全』71, 101a4-15）【引用 1（T45, 918c8-22）】
卷下上	第一雙者。依於心事學。有二類蟲。食滅佛法。一由貪故。二由慢故。（『佛全』71, 101a15-16）【引用 1（T45, 918c22-23）】
卷下上	第二雙者。依於戒學。有二類蟲。食滅佛法。一坐邪戒。二坐正戒。（『佛全』71, 101a16-17）【引用 1（T45, 919a5-6）】
卷下上	第三雙者。依於習學。亦有二輩自讚毀他。一由增益。二由損減。（至）（『佛全』71, 101a17-b1）【引用 1（T45, 919b1-3）】



卷下上	又戒本云。常代衆生。受加毀辱。(乃至)是爲波羅夷罪。依此一文。淺深異解。下士聞之。隨言取解。自毀讚他。必是福業。自讚毀他。定爲犯罪。將修其福。行小而罪多。欲捨其罪。却罪一而除福三。上士聞之。便就一文用四句判。由是審別無所濫故。無福而遺。無罪而辨。言四句者。或有自毀讚他是福。自讚毀他是罪。或有自毀讚他是罪。自讚毀他是福。或有若毀讚。若讚毀。或罪或福。或有非毀讚。非讚毀。或福。或罪。(畧抄)(『佛全』71, 101b1-9)【引用1 (T45, 920b25-c9)】
-----	--

## 4.1. 良忠述『安樂集私記』【引用1】

卷下	神明等者心識魂魄也大經下云不信行道可得度世不信死後神明更生(已上)持犯要記(元曉)云如有一類(乃至)獨特自見不受他言設遇鈍根少聞之人隨其所破從其所言者即言此人神明正直等(已上)(『淨全』1, 741b3-7)【引用1 (T45, 919b13-19)】
----	--

## 4.2. 良忠述『淨土宗要集』【取意1】

卷第四	答持犯要記云戒定慧三學各有貪慢二蟲(云云)(『淨全』11, 82a16-17)【取意1 (T45, 918c20f)】
-----	---

## 5.1. 凝然述『律宗瓊鑑章』【言及1】

卷第六	彼師別作菩薩戒本持犯要記一卷明菩薩戒行相。(『新版日藏』70, 3b15-16)【言及1 (T45, 921b10f)】
-----	--

## 5.2. 凝然述『梵網戒本疏日珠鈔』【引用17・言及20】

卷第九	元曉大師持犯記中。別立持犯淺深・究竟持犯之門。(T62, 60a3-4)【言及1 (T45, 918b14-15)】
卷第九	第二分輕重者。丘龍大師持犯記中。別立一門明菩薩戒輕重相。其中總相分判輕重。故彼文云。言總判者輕垢罪中細論支別。頭數乃有八萬四千。括舉其要別有三類。或四十四如達摩戒本所說。或四十八如多羅戒本所判。或有二百四十六輕。如別解脫戒經所立。此第二中有共不共。共不共相依文 <sup>2</sup> 可。重戒之中總說有十。論

	其類別亦有三種。或有共小之重。謂前四也。或不共之重。謂後四也。或立在家菩薩六重。謂十重內在前六也。此中合有共與不共。總判輕重義類如是（已上）此文之中即有二重。一總束分判以爲輕重。二輕重二篇各有種類。彼彼種類即屬下門諸部種類。〔56n2: 可 + （知）？〕（T62, 56b22-c6）【言及 2 · 引用 1（T45, 918b14-16, 918b16-25）】
卷第三十二	疏主大師瑜伽輕戒既判以爲四十四輕。加之元曉大師處判亦爾。故持犯要記云。或四十四。如達磨戒本所說（已上）言達磨者瑜伽是也。瑜伽者是論。論是阿毘達磨藏故。（T62, 165b16-20）【言及 1 · 引用 1（T45, 918b18）】
卷第九	元曉師云。或有二百四十六輕。如別解脫戒經所說（已上）（T62, 57b2-3）【引用 1（T45, 918b19-20）】
卷第二十七	丘龍大師持犯記云。若明差別者。今依達磨戒本辨其性相差別。文言於有違犯及無違犯是染非染。稟中上品應當了知。欲 · 悲雖所作業固。而犯無犯異。言有犯者。謂由四因所犯諸事。無違犯者。謂由三緣所作諸事。三緣是何。謂若彼心增上狂亂。若重苦受之所逼切。若未曾受淨戒律儀。此三無犯通一切戒。別論無犯如文廣說。於有犯中有其二聚。重內應知。稟中上品輕中當識是染非染。通而論之。四因之。中若由無知及由放逸所犯衆罪是不染污。若煩惱盛 <sup>1</sup> 乃由輕慢所犯衆罪是其染污。別論染不染者。亦依本文可知。凡說雖然。一二而論者。且就初戒以示其相。於一毀讚有四差別。若爲令彼起信心故自讚毀他。是福非犯。若由放逸無記心故自讚毀他。是犯非染。若於他人有愛恚心自讚毀他。是染非重。若爲貪求利養恭敬自讚毀他。是重非輕。（已上）要記之文雖厭繁廣。欲具顯彼犯無犯等總相別相所有義理。是故具引彼總別文。〔T62, 142n1: 乃 = 及？〕（T62, 142a7-26）【引用 1 · 言及 2（T45, 918b25-c13）】
卷第二十七	若約增勝一往配之。是染非染輕戒中有。重戒之中無有此言。稟中上品重戒文中具明行相。輕戒無之。無曉大師由此門故。判云重中應知等也。…無曉師意。與疏意同。二師義融不可相違。（T62, 142a29-b14）【引用 1 · 言及 1（T45, 918c3f）】
卷第二十七	持犯要記爲利養等自讚毀他。是波羅夷。此是大判。若細論之。即如已前所引疏文（T62, 138c27-29）【言及 1（T45, 918c12f）】
卷第二十七	元曉師云。若纏現行。今疏替云若由煩惱現行是也。（T62, 142c2-3）【引用 1（T45, 918c14-15）】
卷第二十七	又縱是數數及暫一行。俱通三品。是故疏中唯云若由煩惱現行。不言度類。此意即顯一品之中通有數數。暫一二種。此言即安下品之處。中下二品無別舉之。下品煩惱現行之言通中下故。元曉師意所釋亦爾。論文對簡且示分齊。一往大判。委細言



	之不可遮通。 <b>持犯記</b> 云。若纏現行非極猛利。或發慚愧。是爲奘品。雖極猛利無慚無愧。未見爲德。猶在中品。都無慚愧。深生愛樂見是功德是名上品（已上）大與今疏所釋一同。（T62, 142c24-143a4）【言及 1・引用 1（T45, 918c14-17）】
卷第二十七	疏。六約行者佛法內人多約四位起行等者。 <b>持犯要記</b> 讚毀四句第四貪利讚毀是重非輕之中。總有三品。成三之由亦有二途。謂由事故及由纏故。纏之三品如前已引。事三品者。 <b>彼文</b> 云。若毀別人是爲奘品。若毀一衆即是中品。普毀衆多乃爲上品（已上）今約行者當彼上品成罪之人所修行業。故 <b>彼文</b> 云。上品之內罪非一端。隨其離別略樂三雙。佛法內人多依三學起似佛道之魔事故。猶如師子身內之虫乃食師子。餘無能故（已上） <b>彼</b> 唯就三學行明相。三學各二即成六句。今立四位。三學之上加雜行故。三學之分各下引 <b>彼</b> 以爲潤色其相極備（T62, 143b12-24）【言及 3・引用 3（T45, 918c12-14, 918c17-19, 918c19-22）】
卷第二十八	疏。二約定學者亦二類一約貪誑等者。 <b>持犯記</b> 云。依於心學有二類虫。食滅佛法。一由貪故。二由慢故由貪故者。如有一類閑居靜慮。離諸散亂攝心禪門。由心澄淨髣髴有見。或由邪神加力令識。于時由自少聞不別邪正。又欲引致名利恭敬。隨所見識令他聞知。耀諸世人盛疑是聖。此由獨揚似聖之迹。普抑諸僧爲無可歸。以破佛法故得重罪。是謂諸僧之大賊也（已上） <b>彼此</b> 所釋其相全同（T62, 144b8-16）【引用 1・言及 1（T45, 918c22-29）】
卷第二十八	疏。二約邪慢等者。 <b>要記</b> 云。由慢故者。如有一類。長住深山。有所得心修寂靜業。魔知彼心可以動壞。發空中聲讚其所行。其人由是起自高心。普抑諸僧住人間者。誰當稱美爾等所行。此人罪過重於前者。是謂菩薩旃陀羅也（已上）（T62, 144b23-28）【引用 1（T45, 918c29-919a5）】
卷第二十七	疏。初約戒學者有二類一矯異謂雖不破戒等者。 <b>持犯記</b> 云。依於戒學有二類虫食滅佛法。一坐邪戒。二坐正戒。坐邪戒者。如有一類性非雙直。或承邪戒或自邪念。不衣絲麻不食五穀。反觀貪求利養恭敬自揚無比。誑諸癡類。希望群惡咸仰已德。普抑一切無異迹者。由是內以傷真外以亂人。傷亂之罪。真是爲先也（已上） <b>彼此</b> 二文交映炳然。事義全同無有差異（T62, 143b25-c4）【引用 1・言及 1（T45, 919a5-11）】
卷第二十七	疏。二約淺識等者。 <b>要記</b> 云。坐正戒者。如有一類。性是淺近。於世大運多漫緩時。獨正其身威儀無缺。便起自高凌。他之心慢毀乘急戒緩之衆。此人全其不善以毀大禁。轉福爲禍莫斯爲甚也。問。邪戒罪應如所說。持正戒者何必是罪。所以然者。如有一類。內無諸纏。不觀餘人作與不作。唯察自心獨持正戒。如是菩薩何由成犯答。無染心不在前說。而於此人亦當分別。若由獨淨令諸世人普於諸僧謂非福

	<p>田。利養尊重偏歸於己者。雖順聲聞自度心戒。而逆菩薩廣大心戒。如似聲聞門無常等觀。雖於淺事是無顛倒。而於法身即是顛倒。當知此中順逆亦爾。若由獨淨令諸世間未信之者信。信者增長普於諸僧平等供養者。非直無犯乃生多福然由獨淨居雜染間。以此望得不抑染衆。又欲令他生等敬心者。猶如頂戴日月而行。而欲不却其暗者矣。自非知機。大聖豈能得其自然也。以是之故古之大賢誡其子云。填莫爲善。其子對曰。當爲惡乎。親言善尙莫爲。況爲惡乎（已上）（T62, 143c7-27）</p> <p>【引用 1（T45, 919a11-919b1）】</p>
卷第二十八	<p>疏。三約惠學者亦有二類一約淺等者。依於惠學亦有二輩讚毀他。一由僧益。二由損減。由增益者。如有一類。性是斜聰。爲勝他故廣習諸論。不解諸法皆離言說。執有如言自性差別。爲得名利作如是言。我得三世諸佛意說。若異此者皆是慢說。此人於一讚毀具四顛倒。以亂佛法。故成重罪。謂其妄執有所得見。去佛意遠如天與地。而謂我近佛意。是一倒也。佛意甚深。絕諸戲論。於一切法都無所得。而引同妄見。是二倒也。揚此二倒之見。加於四部之上。是三倒也。抑諸離邊說者。置其偏執之下。是四倒也（已上）<b>彼</b>舉有見。學者以顯讚毀之相。今疏不簡空有。總舉淺學之者。然此類人多是有見。少分亦亦有空見之者。約空見之者。是故且引<b>要記</b>之文。具顯其相（T62, 144c3-18）【引用 1・言及 2（T45, 919b1-12）】</p>
卷第二十八	<p>疏。二約深者謂性小明辨等者。<b>要記</b>云。由損減者。如有一類。稟性狹劣不近善友不廣學問。偏習一分甚深經論不解密意。如言取義誹諸法。依他道理起如是見。作如是言。三性二諦但是教門。無所有中施設假名。如是解者乃爲真實。異此說者皆是戲論。由是獨恃自見不受他言。設遇鈍根少聞之人。墮其所破從其所言者。卽云此人神明正直。若值總明解文義者。巧能立義不墮其破者。便言脫失。謂是心惑未識自解味鈍不能逐破。意謂彼心不正未及我意。猶宗狗逐菟望不能及。便謂已超止而顧見。此損減人略由二愚失壞佛法。故成重罪。一舉下爲高愚。二恃小誹多愚（云云如<b>彼</b>）<b>要記</b>之文約空見明。今疏不分空有差別。總云二乘三藏。然云約深且當空門。故引<b>要記</b>空見潤色。少分兼言無不通餘（T62, 144c24-145a11）【引用 1・言及 3（T45, 919b12-25）】</p>
卷第二十八	<p>疏。但誦持法藥而不滅病等者。<b>要記</b>云。此人服最深藥反成重病。重病之狀極似無病。是故更無醫術能治此病。亦勸有人自覺是患。猶如根本無明極闇。與般若明其狀極似同。無能所故。俱無能所故。故彼無明最難可滅。此病難治當知亦爾。如偈說云。爲除有執故如來說其空。若人復執空諸佛所不化（已上）<b>彼</b>明惡取空者。偏習空理相應深經。如言取義卽墮空執。卽成空病。今亦如此等之例也（T62, 145a12-21）【引用 1・言及 1（T45, 919b26-c4）】</p>

## 5.3. 凝然述『維摩經疏菴羅記』【言及1】

卷第八	言癡直者。心識頑鈍。无所分別。不知菽麥。不辨黑白。是癡直相也。如 <b>元曉大師持犯要記</b> 。明癡直相。（『佛全』5, 205b5-7）【言及1（T45, 921a1）】
-----	--

## 6. 英心述『菩薩戒問答洞義抄』【引用1・取意2】

	如 <b>元曉大師</b> 所釋。淨戒更得犯戒名。若有問者將以此義可答。具如諸師所釋。恐繁不記。（T74, 93a26-28）【取意1（T45, 921a10-12）】
	如 <b>元曉</b> 著有相執心持菩薩戒。雖言能持持返犯（云云）（T74, 97a1-3）【取意1（T45, 921a20）】
	則 <b>元曉大師持犯要記</b> 如上問竟答曰。若使彼行由未曾修難可行故今不修者。今不習故後亦不修。如是久久彌在其難。故今從初仰習其難。習行漸增轉成其果。是謂新好發趣大意（已上）（T74, 97b11-15）【引用1（T45, 921b15-19）】

## 7.1. 定泉談英心記『表无表章顯業抄』【引用1・言及3】

卷第五	<b>持犯要記</b> 云。若纏現行非極猛利或發慙愧。是爲輕品。雖極猛利无慙无愧未見爲德。猶在中品。都无慙愧深生愛樂見是功德。是名上品。（文）或 <b>持犯要記</b> 。三句之義云料簡有之。都无慙愧。（一句）深生愛樂。（二句）見是功德。（三句）如此料簡恐不足言。能應思之。問。三句四句以何義爲實義哉。答。菩薩御義以四句爲正。文段四句依義寂疏。中下品簡別依 <b>元曉</b> 太賢等意也。寂疏但云不具足四是中下品。中品下品分明不分別之。 <b>持犯要記</b> 依慙愧有无分別中下見。是以數數現行者後三句必具足。都无慙愧已下俱缺不定也。（『新版日藏』67, 266b16-267a8）【引用1・言及3（T45, 918c14-17）】
-----	--

## 7.2. 定泉復談『梵網經古迹補忘抄』【引用6・言及8】

第一	青丘。…如 <b>元曉大師持犯要記</b> 標新羅國。（『新版日藏』37, 212a9-13）【言及1（T45, 918b4-5）】
第七	然 <b>元曉持犯要記</b> 云。於有犯中有其二種。重內應知奘中上品。輕中當識是染非染。（文）如此釋今論文輕重中間說前後相（見）。師云。約本論現文時重戒中但說三品纏相。不明染非染。輕戒但云是染非染。不說三品纏。若由此義 <b>元曉大師</b> 解釋亦有其謂。然而約其體時重兼染非染義。輕備奘中上品相。依此倫記并今師於輕戒中具

	云是染非染等亦順論文說所。（『新版日藏』37, 326b9-16）【引用1・言及2（T45, 918c3-4）】
第七	<b>持犯要記</b> 云。且就初中以示其相。於一讚毀有四差別。若爲令彼起信心故自讚毀他是福非犯。若由放逸無記心故自讚毀他是犯非染。若於他人有愛恚心自讚毀他是染非重。若爲貪求利養恭敬自讚毀他是重非輕。（文）由此解釋 <b>元曉大師</b> 亦於重戒作染非染相也。（『新版日藏』37, 326b16-327a4）【引用1・言及1（T45, 918c8-13）】
第三	由之 <b>元曉大師釋</b> 云。若纏現行非極猛利。或發慙愧。是爲下品。（文）則下品纏闕都无慙愧句分明也。又云。雖極猛利无慙无愧未見爲德。猶在中品。（文）則中品纏具都无慙愧句亦分明也。又云。都无慙愧。深生愛樂見是功德。是名上品。（文）問。上品纏必具數數現行。（云云）而 <b>元曉釋</b> 出上品纏但出都无慙愧已下三句如何。答。於上纏必具數數現行句。中下必暫一現行闕數數現行論文分明。所以略不舉。實具四句方名上品。其義如寂疏。（云云）有人云。依 <b>元曉釋</b> 以上三句爲總句。都无慙愧已下三句當分三纏。（云云）此義大不明文相大意。故如是料簡出來也。（恐繁不具破之。）法藏疏中云。一若由煩惱現行非極猛利或發慙愧。是爲下品。二雖或猛利亦無慙愧未見爲德。猶在中品。三都无慙愧。深生愛樂見爲功德。是名上品。最重也。（文）則與 <b>持犯要記釋</b> 大同也。問。義寂法藏等釋分明。未審今師解釋順何。答。今師解釋順義寂 <b>元曉</b> 等釋。則宗要云。中下品纏犯他勝處。謂有慙愧。亦不深就見是功德。（文）（『新版日藏』37, 250a7-b4）【引用3・言及4（T45, 918c14-17）】
第二	<b>持犯要記（元曉）</b> 云。今不修者。今不習故。後亦不修。如是久久。彌在其難。故令從初仰習其難。習行漸增。轉成其易。是謂新行發趣大意。究竟持門略明如是。（文）（『新版日藏』37, 244b14-17）【引用1（T45, 921b16-19）】

## 8. 寂慧述カ『淨土宗要集見聞』【取意1】

第四	難之答之引 <b>持犯要記</b> 戒定惠三學各有貪慢二蟲云（『淨全』11, 193a10-11）【取意1（T45, 918c20f）】〔『淨土宗要集』（『淨全』11, 82a16-17）參照〕
----	---

## 10. 湛睿述『起信論義記教理抄』【引用1・言及1】

卷第十四	<b>元曉持犯要記</b> 云。猶如根本無明極闇與般若明其狀極似。同無能所故。俱無能所故。故彼無明最難可滅。（已上）（『新版日藏』42, 313a2-5）【引用1（T45, 919b29-c1）】
------	--

卷第十五	問。筆云無覺不覺異者其意如何。答。元曉持犯要記如上所引。准彼可知。（『新版日藏』42, 319a7-8）【言及1（T45, 919b29-c1）】
------	---

## 11. 照遠述『述迹抄』【引用4・言及10】

卷第四上	凝公云。瑜伽論戒數諸師異說。遁倫師三十三爲本。元曉賢首兩師以四十四戒爲正。委細如持犯要記抄出引也。（云云）（『新版日藏』39, 93b10-13）【言及2（T45, 918b18）】〔『梵網戒本疏日珠鈔』（T62, 165b16-20）參照〕
卷第四上	是以勸人師解釋（元曉釋）云。重內應知奘中上品。輕中當識是染非染。（云云）若依之爾也云者。今疏中諸輕戒（乃至）是染非染奘中上（云云）如何。答。於淨戒違犯煩惱。設已重戒輕戒各雖可有品類不同。今此輕戒之初所引奘中上品輕戒違犯三品也。差別也。於有犯中分染非染。此染非染中可有奘中上煩惱不同也。本論所引輕戒犯相其文分明者歟。嫌根恚惱爲上品僞慢癡心是中品懈怠忘念下品者。法藏等諸師解釋一同也。但至元曉釋者別意也。彼明犯戒不失別文意也。不可必一同。仍無過歟。（云云）問。瑜伽文明屬輕戒詞者元曉如何三品屬重染非染屬輕。故知彼瑜伽文依不分明設異解歟。答。凝公述元曉之意云。今記主意菩薩地文重內三品輕中明染非染犯相故。就此門以各屬配當爾。若據本論四十一文實亦可屬彼輕戒。是以元曉師約菩薩地等現文時雖存各局義。又今文既標輕戒首約其義道時尤重兼染非染義輕備奘中上品。相互各明三品及染非染也。（『新版日藏』39, 89a16-b16）【引用1・言及5（T45, 918c3-4）】
卷第四上	法藏疏第三（輕戒第一）云。第六輕重有四種。一約境有三品。一於二師最重。二於長友次。三於同類。於此三境犯上中下罪可知。二約心亦三品。謂一以嫌恨心恚惱心犯上品。二無嫌恨等但由僞慢癡心是中品。三懈怠忘念是下品。三約對以此三心對前三境如次綺互輕重可知。四約事亦三品。一不能賣身等。二不如法敬養。三不迎送禮拜。奘中上三罪可知之。（文）撲揚釋同之也。准此等解釋藏等諸師皆以一同於輕戒分三品異歟。不同元曉釋者也。（『新版日藏』39, 91a5-14）【言及1（T45, 918c3-4）】
卷第四上	依之持犯要記云。於一讚毀有差別。若由放逸無犯心故自讚毀他是犯非染。若於他人有愛恚心自讚毀他是染非染。（文）於重戒立染非染事分明也。兩者影略互顯云重內應知等歟。今師太賢意亦可爾。於輕戒具雖云是染非染奘中上品前重戒亦可云爾也。是以前引是染文通。輕重無疑也。倫釋意同今師也。問。互云通輕重今奘中上品重戒三品纏全可同耶。答。元曉等一物被得歟。然今師意今奘中上品云從心境等三品差別。重戒三品唯就心煩惱纏作之故不同說相小異。此奘中上品染非染通

	重戒三品纏通今輕也。若爾者今輕戒中上品纏犯時可云失戒耶。答。雖上纏於輕戒不失也。上纏失本論付重戒論之輕戒微劣故不置上纏失義。爾何輕戒可云有上纏失義哉。（『新版日藏』39, 89b16-90a12）【引用1・言及1（T45, 918c8-12）】
卷第一下	<b>持犯要記</b> 云。若纏現行非極猛利。或發慚愧是為禿品。雖極猛利無慚無愧未見功德。猶在中品。都無慚愧深生愛樂見。是功德是名上品。（文）（『新版日藏』38, 283a14-17）【引用1（T45, 918c14-17）】
卷第一下	就中品。纏。有四句。作句云。一都無慚愧不生愛樂不見功德二都無慚愧深生愛樂不見功德。三都無慚愧不生。愛樂見是功德。四都無慚愧深生愛樂見是功德。宗要且述初一句。 <b>持犯要記</b> 述第二句。各述一義也。（『新版日藏』38, 284b2-6）【言及1（T45, 918c16-17）】
卷第一下	<b>持犯要記</b> 云。問。戒相如是甚深難解。解之尚難。況乎修行。故知如前所說行相唯是大地菩薩所修。不開諸新發意所行。答。經中正答如汝問言。菩薩從初發意已來常行無所得法。因無所得法故修布施持戒。乃至因無所得法故修智慧。此答意者。若使彼行由來曾修難可行故。今不修者。今不習故後亦不修。如是久久彌在其難。故令從初仰習其難習行漸增轉成其易。是謂新行發趣大意。（云云）（『新版日藏』38, 278a3-11）【引用1（T45, 921b10-19）】

## 12. 良榮述『淨土宗要集見聞』【取意1】

第四	難之答引 <b>持犯要記</b> 戒定惠三學各有貪慢二蟲（已上）（『淨全』11, 483b13-14）【取意1（T45, 918c20f）】〔寂慧述カ『淨土宗要集見聞』（『淨全』11, 193a10-11）參照〕
----	--

## 13. 日朝撰『撰時抄私見聞』【引用6】

第二	顯戒論下云謹案 <b>梵網經持犯要記</b> 云、如有一類閑居靜 <sup>1</sup> 處、離諸散亂攝心禪門由心澄靜髣髴有見、或由邪神加力令識、于時由自少聞不別邪正、又欲引致名利恭敬、隨所見識令他聞如、耀諸世人咸疑是聖、此由獨揚似聖之迹普抑諸僧為無可歸、以破佛法故得重罪、是謂諸僧之大賊也（已上記文）第一蟲竟、〔428n1: 處作慮〕（『宗全』15, 428a9-13）【引用1（T45, 918c24-29）】〔『顯戒論』（T74, 615c19-26）の孫引き〕
第二	如有一類長住深山、有所得心修寂靜業、魔知彼心可以動壞、發空中聲讚其所行、其人由是起自高心普抑諸僧住人間者誰當稱美爾等所行、此人罪過重於前者、是謂



	菩薩施陀羅（已上記文）第二蟲竟、（『宗全』15, 428a13-429a1）【引用1（T45, 919a1-5）】〔『顯戒論』（T74, 615c26-616a1）の孫引き〕
第二	如有一類性非質直、或承邪戒或自邪念、不衣絲麻不食五穀、反欲貪求利養恭敬自揚無比、誑諸癡類悵望群愚咸仰己德、普抑一切無異迹者、由是內以傷眞外以亂人、傷亂之罪莫是爲先也（已上記文）第三蟲竟、（『宗全』15, 429a1-3）【引用1（T45, 919a7-11）】〔『顯戒論』（T74, 616a2-7）の孫引き〕
第二	如有一類性是淺近、於世大運多慢緩時、獨正其身威儀無缺、便起自高陵他之心漫毀乘急戒緩之衆、此人全其不善以毀大禁轉福爲禍莫斯爲甚也、（乃至）古之大賢誡其子云、愼莫爲善、其子對曰、當爲惡乎、責言、善 <sup>1</sup> 當莫爲、況爲惡乎（已上記文）第四蟲竟、〔429n1: 起當作尙〕（『宗全』15, 429a3-6）【引用1（T45, 919a11b1）】〔『顯戒論』（T74, 616a7-28）の孫引き（有省略）〕
第二	如有一類性是邪聰、爲勝佗故廣習諸論、不解諸法皆離言說、執有如言自性差別、爲得名利作如是言、我得三世諸佛意說、若異此者、皆是漫說、此人於一讚毀具四顛倒、以亂佛法故成重罪、謂其妄執有所得見去佛意遠如天與地、而謂我近佛意是一顛倒也、佛意甚深絕諸戲論、於一切法都無所得、而引同己妄見是二倒也、揚此二倒之見加於四部之上是三倒也、抑諸離邊說者置其偏執之下是四倒也、（已上記文）第五蟲竟、（『宗全』15, 429a6-11）【引用1（T45, 919b3-12）】〔『顯戒論』（T74, 616a28-b9）の孫引き〕
第二	如有一類稟性狹劣、不近善友不廣學問、偏 <sup>2</sup> 執一分甚深經論不解密意、如言取義誹撥諸法依他道理、起如是見作如是言、三性二諦但是教門、無所有中施設假名、如是解者乃爲眞實、異此說者皆是戲論、由是獨特自見不受他言、設遇鈍根少聞之人墮其所破從其所言者即云此人神明正直、若值聰明解文義者巧能立義不墮其破者便言脫失、謂是心惑、未識自解味鈍不能遂破、意謂彼心不正未及我意、此猶家狗逐兔望不能及便謂已超止而顧見、此損減人畧由二愚失壞佛法故成重罪也（已上記文）第六蟲竟、〔429n2: 執作習〕（『宗全』15, 429a11-430a3）【引用1（T45, 919b13-24）】〔『顯戒論』（T74, 616b9-22）の孫引き〕

## 14. 失名『梵網古迹抄』【引用5・言及8】

第一	持犯要記標新羅國（「寛永新刻」1, 10v11-12）【言及1（T45, 918b4-5）】〔『梵網經古迹補忘抄』（『新版日藏』37, 212a9-13）参照〕
第五	然元曉持犯要記云於有犯中有其二種重內應知爽中上品輕中當識是染非染（文）如此釋今論文輕重中間說前後相見師云約本論現文時重戒中但說三品纏相不明染非染

	輕戒但云是染非染不說三品纏若由此義元曉大師解釋亦有其謂然而約其鉢時重兼染非染義輕備奘中上品相依此倫記并今師於輕戒中具云是染非染等亦順論文說處也（『寬永新刻』5, 2v1-8）【引用1・言及2（T45, 918c3-4）】〔『梵網經古迹補忘抄』（『新版日藏』37, 326b9-16）參照〕
第五	<b>持犯要記</b> 云且就初中以示其相於一讚毀有四差別若為令彼起信心故自讚毀他是福非犯若由放逸無記心故自讚毀他是犯非染若於他人有愛恚心自讚毀他是染非重若為貪求利養恭敬自讚毀他是重非輕（文）由此解釋元曉大師亦於重戒作染非染相也（『寬永新刻』5, 2v8-3r1）【引用1・言及1（T45, 918c8-13）】〔『梵網經古迹補忘抄』（『新版日藏』37, 326b16-327a4）參照〕
第二	依之元曉大師釈云若纏現行非極猛利或發慚愧是為下品（文）則下品纏闕都無慚愧句分明也又云雖極猛利無慚無愧未見為德猶在中品（文）則中品纏具都無慚愧句亦分明也又云都無慚愧深生愛樂見是功德是名上品（文）問上品纏必具數々現行（云云）而元曉釈出上品纏但出都無慚愧已下三句云何 荅於上纏必具數々現行句中下必慚一現行闕數々現行論文分明所以略不舉實具四句方名上品其義如寂疏（云云）有人云依元曉釈以上三句為惣句都無慚愧已下三句當分三纏（云云）此義大不明文相大意故如是料箇出來也（云云）法藏疏中云一若由煩惱現行非極猛利或發慚愧是為奘品二雖或猛利亦無慚愧未見功德猶在中品三都無慚愧深生愛樂見為功德是名上品最重也（文）則與 <b>持犯要記</b> 釈同也 問義寂法藏等釈分明未審今師解釋順何乎 荅今師解釋順義寂元曉等釈宗要云中下品纏犯他勝處謂有慚愧亦不深耽見是功德（文）（『寬永新刻』2, 9r11-10r4）【引用3・言及4（T45, 918c14-17）】〔『梵網經古迹補忘抄』（『新版日藏』37, 250a7-b4）參照〕

## 15. 行性述『菩薩戒經箋解』【引用1・言及2】

卷上	亦 <b>持犯要記</b> 曰。於有犯中有其二種。重內應知輕中上品。輕中當識是染非染。準此釋。今論文輕重中間說前後相也。當論現文重戒之中唯說三品纏相。輕戒之中獨說是染非染。若由此義元曉解釋亦有其謂也。（『新版日藏』40, 110b15-111a3）【引用1・言及2（T45, 918c3-4）】〔『梵網經古迹補忘抄』（『新版日藏』37, 326b9-16）參照〕
----	---

## 16. 圓諦撰『安樂集纂釋』【言及1】

下卷	○神明者。記心識魂魄也。即識神也。大經下（四十八丁）云。不信死後神明更
----	-------------------------------------



生。(文)又**持犯要記**引可見。(『續淨全』6, 264b16-17)【言及1 (T45, 919b13-19)】〔『安樂集私記』(『淨全』1, 741b3-7) 參照〕

## 17. 湛澄纂『標註一言芳談抄』【取意1】

卷第三	○法然上人云。道心をばぬすみて發したるがよき也。○道心をばぬすみて。元曉法師の <b>持犯要記</b> にも。内淨外染をほめられたり。古人眞實に道心ありしは。狂せるがごとくして名利をいとひ。内行まことありけり。(『續淨全』8, 405a20-b4)【取意1 (T45, 918b7-9)】
-----	--

## 18. 隆長述『一枚起請但信鈔』【引用1・取意1】

卷下	又佛道を行する人に。外染内淨の人あり。内外俱淨の人あり。(此四句見 <b>持犯要記</b> ) (『淨全』9, 100a15-16)【取意1 (T45, 918b7-9)】〔『標註一言芳談抄』(『續淨全』8, 405a20-b4)、良忠述『往生要集義記』卷中第六(『淨全』15, 300a15-16)、大賢撰『菩薩戒本宗要』(T45, 916a4-5) 參照〕
卷上	<b>持犯要記</b> に曰。如有一類。乃至獨恃自見不受他言。設遇純根少聞之人。隨其所破。從其所言者。即言此人神明正直云云。(『淨全』9, 77b17-78a2)【引用1 (T45, 919b13-19)】〔『安樂集私記』(『淨全』1, 741b3-7) 參照〕

## 19. 可透集『顯戒論贊宗鈔』【引用1・言及2・語注1】

釋下卷	○梵網經 <b>持犯要記</b> 。新羅元曉撰。印本則題菩薩戒本 <b>持犯要記</b> (『天全』5, 25b5-6)【言及2 (T45, 918b4)】〔『顯戒論』(T74, 615c19) 參照〕
釋下卷	○古之大賢誡其子見淮南子(第十六說山訓) <sup>50</sup> (『天全』5, 25b6)【語注1 (T45, 919a28-29)】〔『顯戒論』(T74, 616a25-26) 參照〕
釋下卷	○略由二愚彼記曰。一舉下爲高愚。二恃少傍多愚。(『天全』5, 25b7)【引用1 (T45, 919b23-25)】

## 20. 鳳潭輯『梵網經菩薩戒本疏紀要』【引用1】

卷一	<b>持犯要記</b> 云。雖能識輕重淺深而於戒相不如實解。於罪非罪未離二邊者不能究竟持而無犯故。(『新版日藏』35, 9a6-8)【引用1 (T45, 921a9-12)】
----	---

## 21. 眞流撰『顯戒論闡幽記』【引用 4・取意 1・言及 1・語注 1】

卷下	<b>持犯要記</b> 海東元曉述之。（『天全』 5, 188a7-8）【言及 1（T45, 918b4-5）】
卷下	<b>記</b> （三號）就戒定慧作三雙釋。初一雙定學之二蟲。次一雙戒學之二蟲。次一雙慧學之二蟲也。（『天全』 5, 188a8-10）【取意 1（T45, 918c20f）】
卷下	定學之二蟲者 <b>記</b> 云第一雙者依於心學有二類蟲食滅佛法。一由貪故。二由慢故（文）已下如論所引。（『天全』 5, 188a10-12）【引用 1（T45, 918c22-23）】
卷下	戒學之二蟲者。 <b>記</b> 云第二雙者依於戒學有二類蟲食滅佛法。一坐邪戒。二坐正戒（文）已下如論所引。（『天全』 5, 188a12-14）【引用 1（T45, 919a5-6）】
卷下	古之大賢誡其子者見淮南子（第十六說山訓）（『天全』 5, 188a15-16）【語注 1（T45, 919a28-29）】〔『顯戒論贊宗鈔』（『天全』 5, 25b5-6）參照〕
卷下	慧學之二蟲 <b>記</b> 云。第三雙依於慧學。亦有二輩自讚毀他。一由增益。二由損減（文）已下如論所引。（『天全』 5, 188a14-15）【引用 1（T45, 919b1-3）】
卷下	略由二愚者 <b>持犯要記</b> 云一舉下爲高愚。二持少誹多愚（文）（『天全』 5, 188a16-17）【引用 1（T45, 919b23-25）】〔『顯戒論贊宗鈔』（『天全』 5, 25b7）參照〕

## 22. 諦忍著『梵網經要解或問』【引用 2】

**持犯要記**曰。第三明究竟持犯者。雖依如前所說法門能識輕重之性兼知淺深之狀。而於戒相不如實解。於罪非罪未離二邊者不能究竟持而無犯。不趣清淨戒波羅蜜其故何耶。然戒不自生。必託衆緣。故決無自相。卽緣非戒。離緣無戒。除卽除離不得中間。如是求戒永不是有。可言自性不成就故。而託衆緣亦不無戒。非如兔角無因緣故。如說戒相。罪相亦爾。如戒罪相。人相亦然。若於此中依不是。有見都無者。雖謂無犯而永失戒。誹撥戒之唯事相故。又於此中依其不無計是有者。雖曰能持持卽犯。違逆戒之如實相故。菩薩修戒則不如是。雖不計有能持所持。而不誹撥戒之唯事。是故終無失戒巨過。雖不見無罪與非罪。而不違逆戒之實相。是故永離犯戒細罪。由是巧便深智方便永亡三輪不墮二邊。方趣具足戒波羅蜜。如經言。罪非罪云不可得故應具足戒波羅蜜。戒本。戒光從口出有緣。非無因。非色非心。非有非無。非因果法。諸佛之本原。菩薩之根本。此中言戒光者。爲顯戒之與光無二無別明淨雜染同一味故。故緣戒光顯戒實相。戒無自性必藉他緣。故曰有緣。有緣之言非據是有直顯不無其所從因。故曰非無因。非無因戒性非質礙。亦非緣慮。故曰非色非心。雖非色心而離色心永不可得。雖不可得而非無戒。故曰非有非無。雖非無戒而離果無因。離因無果。故曰非因果法。戒爲因性。雖不可得而諸佛果必藉

戒因。故言諸佛之本原也。戒爲果性。雖不可得而戒要藉菩提心因。故言菩薩之根本也。問。戒相如是。甚深難解。解之尚難。況修行乎。故知如前所說行相唯是大地菩薩所修。不關諸新發意所行。答。經中正答如汝問言。菩薩從初發意已來常行無所得法。因無所得法故修布施持戒。乃至因無所得法故修智慧。此答意者。若使彼行由未曾修難可行。今不修者。今不習故後亦不修。如是久久彌在其難。故令從初仰習其難。習行漸增轉成其易是謂新行發趣大意。〔『新版日藏』36, 243b15-244b15〕【引用1 (T45, 921a9-b19)】

元曉持犯要記曰。令從初仰習其難。習行漸增轉成其易。是謂新行發趣大意ト。初心ヨリ意掛テ修習スルトキハ。此無心無執着ノ地位ニモ到ラルルナリ。其故ニ處處ニ此開示アリ。今是ヲ示サン。〔『新版日藏』36, 243a3-7〕【引用1 (T45, 921b17-19)】

### 23. 普寂撰『菩薩三聚戒辨要』【取意1】

また世に外染内淨のものあり。新羅の元曉法師等のごとし。ゆへに世情を以て。輒く僧の過を説は。大にあたらぬことありて。思ひの外の重罪を結することあり。しるべし。〔『續淨全』12, 320a5-8〕【取意1 (T45, 918b7-9)】〔『一枚起請但信鈔』(『淨全』9, 100a15-16) 参照〕

### 24. 敬光撰『圓戒指掌』【言及1】

卷上并序 (持犯要記且順新論現文。重説三品。輕中獨説是染非染。而已於義特疎。不足依憑。律有重垢輕垢語。無乃闕中品乎。義須覃思。忽忽此也)(T74, 802b29-c1) 【言及1 (T45, 918c3-4)】

### 25. 覺寶述『顯戒論講辨』【引用4・取意1・言及2・語注15】

卷下 持犯要記 海東新羅元曉撰ナリ。印本ニハ則題菩薩戒本持犯要記。此レ一巻物也(『天全』5, 384b11-12) 【言及2 (T45, 918b4-5)】〔『顯戒論贊宗鈔』(『天全』5, 25b5-6)、『顯戒論闡幽記』(『天全』5, 188a7-8) 参照〕

卷下 (三丁) 就戒定惠三學作三雙釋。初一雙定學之二蟲。次一雙慧學之二蟲也。(『天全』5, 384b12-14) 【取意1 (T45, 918c20f)】〔『顯戒論闡幽記』(『天全』5, 188a8-10) 参照 (有省略)〕

卷下	定學二蟲者要記云。第一雙者依於心學有二類蟲食滅佛法。一由貪故。二由慢故（文）已下如今論所引。（『天全』5, 384b14-16）【引用1（T45, 918c22-23）】〔『顯戒論闡幽記』（『天全』5, 188a10-12）参照〕
卷下	髻髻 句瑞不分明貌。詩格註見不審貌。猶依佈（『天全』5, 385a4）【語注1（T45, 918c25）】
卷下	楊似聖之迹 楊ハ自分カラアゲルコト。似聖ハ聖者ニモ相似スルホドノ足跡ヲ上ゲテ見セル事ナリ（『天全』5, 385a5-7）【語注1（T45, 918c28）】
卷下	有所得心 自分へ得モノヲセント求メル心ナリ。利養ヲ已レニ付ケントスル心ナリ（『天全』5, 385a8-9）【語注1（T45, 919a1）】
卷下	戒學二蟲者要記云。第二雙者依於戒學有二類蟲食滅佛法。一生邪戒。二坐正戒（文）已下如今論所引。（『天全』5, 384b16-385a1）【引用1（T45, 919a5-6）】〔『顯戒論闡幽記』（『天全』5, 188a12-14）参照〕
卷下	承邪戒 四教儀集註中（五右）雞狗等戒事出。狗ヤ雞ガ丸ハダカナリ。夫ヲ結構ト思フテ眞似ヲスル人也（『天全』5, 385a10-12）【語注1（T45, 919a7）】
卷下	雜染間 雜染ハ娑婆。間ハ世間ナリ（『天全』5, 385a14）【語注1（T45, 919a25-26）】
卷下	古之賢誠其子 見淮南子（第十六說山訓）（『天全』5, 385a13）【語注1（T45, 919a28-29）】〔『顯戒論贊宗鈔』（『天全』5, 25b5-6）、『顯戒論闡幽記』（『天全』5, 188a15-16）参照〕
卷下	慧學二蟲者要記云。第三雙依慧學。此又有二。自贊毀他ナリ。一由增益。二由損減（文）已下如今論所引（『天全』5, 385a1-3）【引用1（T45, 919b1-3）】〔『顯戒論闡幽記』（『天全』5, 188a14-15）参照〕
卷下	離言說 一切諸法言說ヲ離ルトハ。空ト云ヘバ有ナリ。有ト云ヘバ空ナリ。空有不二不異不盡ニシテ四句百非ヲ絶ス。實ニ不可思議ノ法ナリ（『天全』5, 385a15-b1）【語注1（T45, 919b4）】
卷下	執有如言 自分如所言（『天全』5, 385b2）【語注1（T45, 919b4-5）】
卷下	四部之衆 比丘。比丘尼。優婆塞。優婆夷ノ四部也。四部トモ四衆トモ云フ（『天全』5, 385b3-4）【語注1（T45, 919b11）】
卷下	離邊說者 空トカ有トカー方ヘ片ヨル事ヲ偏說ト云フ。夫レヲ離レタ人ハ中ノ歴々ナリ。ソレヲ偏執者ノ下ニオクハ倒ナリ。邊ハ偏ナリ。偏見ノ偏ト通ズ（『天全』5, 385b5-8）【語注1（T45, 919b11-12）】
卷下	諸法依他 諸法ハ都テ他境ヨリ生起スルモノナリ。風ガ吹イテガタリト云フトソ

	リヤ何ニカ來タサウナド思フ。風ノガタリガ無クハ何ニモ來タサウナド云念ハ生起セザル也。大乘止觀ニハ依他起生ト云フ是ナリ (『天全』 5, 385b9-13) 【語注 1 (T45, 919b15)】
卷下	三性二諦 三性ハ善。惡。無記。二諦ハ眞俗二諦ナリ (『天全』 5, 385b14-15) 【語注 1 (T45, 919b15-16)】
卷下	無所有中 無所有ハ空也。空中ニ於テ假ノ名ヲ立テル事ヲ無所有中ニ假名ヲ施設スト云フナリ (『天全』 5, 385b16-386a1) 【語注 1 (T45, 919b16)】
卷下	脫失 俗ニ云ヒヌケノ事也。無得脫有失謬之意ナリ (『天全』 5, 386a2-3) 【語注 1 (T45, 919b20-21)】
卷下	己超 超ハ超越ナリ。己レスデニコヘタリト云フテ自分免許デ止ム事實ハ不及也 (『天全』 5, 386a4-5) 【語注 1 (T45, 919b23)】
卷下	由二愚 持犯要記ノ文云。一擧下 (自分) 爲高愚。二恃少 (自分) 誹他人愚也 (『天全』 5, 386a6-7) 【引用 1 (T45, 919b23-25)】 [『顯戒論贊宗鈔』 (『天全』 5, 25b7)、『顯戒論闡幽記』 (『天全』 5, 188a16-17) 参照]

中でも最初の引用とみられ、約20.21%と『梵網戒本疏日珠鈔』に次ぐ最澄の『顯戒論』(820年成立)は、現存する最古の寫本より先行している點で、本書の約12.77%が引用される圓琳の『菩薩戒義疏鈔』(1237年成立)は、現存する最古の版本より先行している點で、諦忍の『梵網經要解或問』(1769年跋)は、版本でなくM1に近い寫本を見ていた可能性があり、「究竟持犯門」が全文引用(約14.18%)されているという點で注目に値するが、詳らかに稿を改めることにしたい。

## 7. 結語

かくして本稿では、『持犯要記』の定本化作業に向けた基礎的研究として、本書の諸本(藏經、版本、寫本)と注釋書、そして引用文献を調査し、現段階における調査結果をまとめたのである。現在筆者は、本稿において示したすべての資料を網羅し、本書の定本化作業を進めているところである。その成果はいずれ『續金澤文庫資料全書・佛典篇』(假題・臨川書店)の一卷として刊行される予定となっている。

## 注

- 1) 本書の諸本對照については、先行する二つの資料が存在する。『元曉研究叢書 3』(pp. 21-22)所収の「對照表」(以下、對照表(A))は、四つの資料(L1, L2, L3, W4)を對照し、22件(「同意異體字は

除外した」というの相違箇所を指摘している。また、朴姽娟（2017, 108-109）所収の『『持犯要記』版本対照』（以下、対照表（B））は、八つの資料（L2, M4, M7, M8, W2, W3, W4, W5）を対照し、83件の相違箇所を指摘している。但し、対照表（A）は、全體の約半分（47.16%、T45, 919c20まで）しか対照していない不完全なものであり、対照表（B）もまた完全とはいえないものである。

なお、本稿の引用文中にみられる太字・下線・〈カッコ〉は筆者によるものである。

- 2) 「菩薩本持犯要記一卷（請）」（『編年文書』3, 87）、中林（2015, 151）参照。
  - 3) 「㊦新修大藏經 第四十五卷（承應三年刊宗敎大學藏本）㊧續藏經 第一編六十一套第三冊。」（H1, 581 (n. 1)）参照。
  - 4) 「㊦承應三年刊宗敎大學藏本」（T45, 918 (n. 1)）参照。
  - 5) 韓國佛敎全書檢索システム（Hanguk Bulgyo Chonso Retrieval System）〔[http://ebti.dongguk.ac.kr/ebti\\_en/keyword/index\\_keyword.asp](http://ebti.dongguk.ac.kr/ebti_en/keyword/index_keyword.asp)〕参照。但し、現在は接續できない。
  - 6) 高野山大學圖書館の情報館 WebOPAC 〔[http://lib-s.koyasan-u.ac.jp/jhkweb\\_JPN/service/b\\_detail.asp?RGTN=000136016](http://lib-s.koyasan-u.ac.jp/jhkweb_JPN/service/b_detail.asp?RGTN=000136016)〕には、出版年を1639年とする本書の資料（421/ホ/千-1）が登録されている。恐らく承應三刊の誤りであろうが、別種の版本である可能性もあるため、現在所藏確認を依頼しているところである。
  - 7) 大安寺版については、大屋（1923, 200, 202）、井上（1999, 363）参照。
  - 8) W1-1. 言及：大屋（1923a, 191-192）、圖版：大屋（1923b, pl. 21, T45, 921b22-26）参照。  
W1-2. 言及：大屋（1929, 173-174）、圖版：大屋（1926, pl. 22, T45, 921b13-26, 全體の約4.96%）参照。  
W1-4. 『稱名寺所藏聖敎（斷簡類）史料調査報告書』に「菩薩戒本持犯要記刊記 一葉 鎌倉時代中期（寛元二年（一二四四） 斷簡 首尾缺 楮紙 二五・七糎×八・三糎 一紙 一行・八字 【備考】 版本。小破、虫損・濕損」（p. 162）とある。道津綾乃氏（神奈川県立金澤文庫主任學芸員）によると、大塚紀弘氏の調査によって大安寺版（T45, 921b26）であることが明らかになったという。
- なお、筆者未確認で、恐らく誤りと思われるため、本文では舉げていないが、『高麗諸宗敎藏章疏目錄及び現況』では高野山大に「1244（寛元2年）刊本」（p. 7）が所藏されているとする。
- 9) W2. 『高麗諸宗敎藏章疏目錄及び現況』（p. 5）参照。本資料は『海印寺寺刊本印集 3』に収録されており、東國大學校中央圖書館のデジタルコレクション 〔<http://dcollection.dgu.ac.kr/jsp/common/DcLoOrgPer.jsp?sItemId=000000073175>〕にて確認することができる。
  - 10) W3-1は、大谷大學圖書館古典籍データベース（試行版）〔<http://bib.otani.ac.jp/cat/itemview.php?id=22/004331>〕参照。

『佛書解説大辭典 9』（p. 393）はW3-1とW3-2を、『江戸時代初期出版年表』（p. 535）はW3-3とW3-2を舉げている。

W3-4は、身延山大學附屬圖書館のblabo 〔<http://blabo.min.ac.jp/blabo/AllSch.htm>〕（登録番號：

30042768) 参照。

W3-5は、高野山大学図書館の情報館 WebOPAC [[http://lib-s.koyasan-u.ac.jp/jhkweb\\_JPN/service/b\\_detail.asp?RGTN=000137298](http://lib-s.koyasan-u.ac.jp/jhkweb_JPN/service/b_detail.asp?RGTN=000137298)] 参照。

11) 『大正』の刊記については、『大正新脩大藏經索引 25』に「末尾に寛元二甲辰(1244)十一月二十四日大安寺僧信忍が勸進となつて寫され、<sup>[sic]</sup>般若寺轉(法)輪藏( C3) 眞圓の『持犯要記助覽集』との比較が求められる)に收められたこと、寛永十六年(1639)東大寺上生院の古本を書寫した( M4) 東大寺圖書館藏本との比較が求められる」という泉涌小比丘の記との二つがある」( p. 15) とある。加えるべきこととしては、『大正』は承應三刊の最後にある「承應三年(甲午)八月吉辰」という一文を採用していないこと、さらに「般若寺轉法輪藏」という一文は承應三刊が初出である、ということである。なお、『江戸時代初期出版年表』には「…吉辰 瀧庄三郎」( p. 535) とある。版權が譲渡されたことにより加えられたものかも知れない。

12) W4. 高野山大学図書館の情報館 WebOPAC [[http://lib-s.koyasan-u.ac.jp/jhkweb\\_JPN/](http://lib-s.koyasan-u.ac.jp/jhkweb_JPN/)] では検索されない。本資料は韓国で影印出版(『元曉研究叢書 3』参照)されている。

なお、金相鉉(2000, 166)には「貞享3年(1686)刊行の高野山大学所藏本及び比<sup>[sic]</sup>睿(叡)山の<sup>[sic]</sup>睿(叡)山文庫本(筆者による和譯)」と、叡山文庫本をも挙げるているが、筆者未確認であるため、本文では数えていない。

13) W5. 大谷大学図書館古典籍データベース(試行版) [<http://bib.otani.ac.jp/cat/itemview.php?id=22/002736>] 参照。

14) 貞享三刊の刊記については、『元曉研究叢書 3』に「大正大藏經は承應3年(1654年)刊本を底本にするが、本書は貞享3年(1686年)刊本であり、寛元2年<sup>[sic]</sup>1243(1244)年の本を底本にして先の刊本の誤謬を正して再版したものであると本の末尾に記録している(藤能成・筆者による和譯)」( p. 15) とある。さらに加えるべきことは、先の刊行本には脱誤が少なくなかったため、ほとんど理にかなっている平城極樂律院(奈良の元興寺内か)所藏の舊本を用いて剗刷氏に板刻を託したという内容であるが、先の刊行(W1, W3)が何を指すかは特定し難い。假に大安寺版だとして、しかもM7, M8が大安寺版の寫しであるとすれば、そこに誤り多きことも合点がつく。

15) W1-3. 東京大学史料編纂所大日本史料総合データベース [<http://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>] 参照。

16) 日本の大学所藏特殊文庫データベース [[http://tksoa.dijitokyo.org/?page=collection\\_detail.php&p\\_id=409&lang=ja](http://tksoa.dijitokyo.org/?page=collection_detail.php&p_id=409&lang=ja)] 参照。引用文中「本文庫」とは、東京大学附属図書館が所藏する文庫 [[http://www.lib.u-tokyo.ac.jp/ja/library/contents/about/all\\_collection](http://www.lib.u-tokyo.ac.jp/ja/library/contents/about/all_collection)] のことを指す。

17) 京都大学蔵書検索 KULINE [<https://kuline.kulib.kyoto-u.ac.jp/>]、東京大学 OPAC [<https://opac.dlitc.u-tokyo.ac.jp>] では検索されない。未整理・未登録の可能性があるため、再調査が必要である。

18) M1. 『大東急記念文庫書目』( p. 491)、『高山寺經藏古目錄』( p. 285) 参照。『大東急記念文庫貴重書



- 解題』に「134 菩薩戒本持犯要記 建保六年寫 一帖 九七六／建保六年寫。元曉造。粘葉裝。斐楮交澆厚様料紙。每半葉七行白界、兩面書寫。界高約七寸二分五厘。界幅約六分強。卷首に「高山寺」朱古印記を捺し、卷末に、建保六年（丙寅）五月廿五日未剋許／於梅尾書之了 照壯の書寫識語があり、本文は行書風の頗るすぐれた書蹟である。本文とも紙の表紙に「持犯要記」の外題がある。やゝ虫損があり、大いさ、縦九寸二分、横五寸三分五厘。」(p. 75) とある（筆者の調査では縦27.7cm、横16.4cm）。但し、建保六年の干支は「戊寅」である。筆者は「酉寅」と讀めたのだが、このような干支はない。帙には「古椋堂文庫」と記されている。木村敬子氏（大東急記念文庫學芸課長）によると、大東急記念文庫内の古椋堂文庫本は、京都大學から購入したものであるという。この邊りの事情については、反町（1984, 347）に觸れられるところである。
- 19) M2.『金澤文庫古書目録』には「○菩薩戒本持犯要記 新羅・元曉撰 一卷一冊 二八六／寫」(p. 449) と記されるのみであるが、納富（1982, 316, 341）に稱名寺の開山審海の手澤本として擧げられている。審海の稱名寺住持就任年次は文永四年（1267）とされているから、その前後とみるべきであろうか。
- 20) M3.『昭和現存天台書籍綜合目録 上』(p. 342)、國文學研究資料館 日本古典籍總目録データベース [[http://dbrec.nijl.ac.jp/KTG\\_B\\_wakoku0001523](http://dbrec.nijl.ac.jp/KTG_B_wakoku0001523)] 参照。
- 21) M4.「東大寺圖書館藏貴重書寫眞帳目録（1）」(p. 17)、『高麗諸宗教藏章疏目録及び現況』(p. 6) 参照。
- 22) M5.『稱名寺所藏聖教（斷簡類）史料調査報告書』に「菩薩戒本持犯要記 一帖 鎌倉時代後期 粘葉裝 首尾缺 楮紙（杉原） 黒點（句切點・傍訓・送假名） 二三・六糎×一五・〇糎<sup>[sic]</sup> 三〈四〉紙 一頁八行・一八字 【備考】中破」(p. 126) とあり、鎌倉時代後期（13-14世紀）と推定されている。金炳坤（2017, 39）に「13世紀」とあるのは、道津綾乃氏（編集）による推定である。
- 23) M6. 國文學研究資料館 日本古典籍總目録データベース [[http://dbrec.nijl.ac.jp/KTG\\_B\\_wakoku0001522](http://dbrec.nijl.ac.jp/KTG_B_wakoku0001522)] 参照。
- 24) M7, M8.『身延文庫典籍目録 下』(pp. 303-304) 参照。
- 25) 金炳坤（2016b, 496-495）参照。ちなみに、身延文庫・身延山大學附屬圖書館が所藏する海東撰述佛教文獻「21種65點」については、金炳坤（2016a, 36-37）と2016bを併せて参照されたい。
- 26) 室住（1941, 39）に「文庫印 又多數の藏書に押されてある黒印「身延文庫」牌型も恐らく師の創意にかゝるであらう」とあるように、日境は内外典籍の蒐集と整備に盡力し、身延文庫の充實をはかった人物として知られている。
- 27) 舜興舊藏については、宇都宮2006に詳しい。
- 28) M3の亂丁は次の通りである（①などの記號は寫本における順序を、1rなどは丁數を表す。以下同様）。①1r-9v: T45, 918b4-919c28, ②14r-15v: 920c1-24, ③10r-13v: 919c28-920c1, ④16r-19v: 920c24-921b23.

29) M2, M5の現存する分量に対する金炳坤 (2017, 39) での記述に誤りがあったため、次のように〈訂正 (錯簡を含む)〉しておきたい。

稱名寺が所蔵する寫本2點はいずれも完本ではなく、『大正』巻45 (918b4-921c1) を基準とすれば、No.21 [286函10號] は全體のおよそ6 (→3.8) 割程度 (918b3-920a27 (→①1a-5d: T45, 918b4-919b3, ②12a-12d3: 920b28-c15, ③12d3-4: 920a26-27)) が、No.22 [454函2號] は2.5 (→2.6) 割程度 (920b29-921b14) が存することになる。

30) 結城 (1962, 182, 202, 713, 760) 参照。

31) 結城 (1962, 683, 721, 722, 769) 参照。

32) 結城 (1962, 729, 781) 参照。

33) 但し、文應二年 (1261) に彼はまだ生を得ていないため、湛睿の注釋書というのは再考の餘地がある。

34) M4の亂丁は次の通りである。①1rv: T45, 918b4-17, ②6r-17v: 919a19-921a15, ③2r-3v: 918b17-c17, ④18r-20v: 921a15-b24。

35) 越智 (1972, 107-108) 参照。原文は『鎌倉遺文 古文書編16』に「〇一二四四一 凝然書狀 (〇東大寺所藏梵網本疏日珠鈔卷十裏文書) / (便宜令狀候間、先者加様令申候、構御他行不可有候) / 其後何事候哉、久不承御音信候、抑今秋下向候如長老、日比之依仰、梵網疏三〇・戒律〇三部・定賓戒本疏二部・持犯要記等、此等ヲ隨身候て、書續候、同加様 (に) 文 (ヲ) 隨身候也、愚身 (ハ) 今年々之内 (ニ)、構可上洛之由存候か、隨躰春にとや成候はんすらん、此戒壇無人 (に) 候、鷲尾方丈定下受候はんすらん、〇の田舎用事候間、加様下向候也、恐々謹言、 / <sup>(建治二年)</sup> 八月四日 示觀 / (切封墨引) / <sup>ト</sup> 備後照律師房」 (p. 312) とある。東京大學史料編纂所 鎌倉遺文フルテキストデータベース [http://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller] 参照。

36) 越智 (1972, 19, 176) 参照。

37) 納富 (1995, 588-591) によると、「什藏没後、その遺書を湛睿が傳領したときに自ら記したもの」とされる湛睿自筆手澤本『聖教目録 (什藏)』には「持犯要記一、」「持犯要記略述上下」が記載されており、納富 (1995, 698) では、このうち後者が東大寺凝然の散逸書『持犯要記略述』であるとみている。

38) 田中 (1982, 597) に「建保六年には「持犯要記」(新羅元曉撰一卷) を書寫した (法鼓五)。 / 點本云 / 建保六年五月廿二日於梅尾十無盡院書了 / 花嚴宗喜海 / 同月廿五日於石水院奉對明惠御房與數輩同學談義了同學文次爲防後日廢忘受彼口決切文句加點了 / 喜海法師 / 梅尾高山寺に石水院のほか十無盡院があり、明惠を中心に「菩薩戒本持犯要記」の講ぜられた様子を想像できる」とある。但し、柴崎 (1997, 47) には「(年月日) 〇建保五年 (一二一七) 五・二五日 (年齢) 四五 (事項) 石水院にて喜海等數輩に對して元曉『菩薩戒本持犯要記』を談ず (史料編纂所本『法鼓台聖教目録』五)」とあり、その前年のこととする。

39) M1の記述内容に関しては、金炳坤 (2018, 288) を一部訂正したものである。

- 40) 京都大學藏書檢索 KULINE [https://m.kulib.kyoto-u.ac.jp/webopac/RB00019129] 参照。
- 41) 「東大寺圖書館藏貴重書寫真帳目錄（4）」(p. 7) 参照。
- 42) 「東大寺圖書館藏貴重書寫真帳目錄（4）」(p. 7) 参照。
- 43) 頼瑄については、結城（1962, 175）に「新義眞言宗紀伊大傳法院の中興の祖。幼時得度して「兩部瑜伽」の大法を受け、長ずるに従って高野山・大傳法院・東大寺・醍醐寺を歴遊して諸宗を兼學し、文永六年（一二六九）大傳法院に歸り、同九年、大傳法院を再建して中性院と號した。後、法印に就いて高野山で傳法灌頂を受けた。嘉元三年（一三〇四）正月、七十九歳で寂した。三十七歳の弘長二年（一二六二）十月廿二日書寫の「薄鈔」（一卷一冊）がある」とある。なお、金澤文庫には頼瑄の『即身成佛義開書』『即身成佛義顯得抄』『即身成佛義愚草』が所藏されている。
- 44) 仲範については、井原（2008, 174）に「すでに納富常天の研究があり、藤原仲範は南家儒者出身で、丹後守保憲の子であるが、鎌倉に下って佐助谷大藏に居住、太子傳を講説し、<sup>[sic]</sup>中嚴圓月（中嚴圓月）と親交があり、金澤稱名寺三代長老湛睿と元應元年（一三一九）以前から師弟關係にあったことを指摘している。國文學の分野でも、仲範が鎌倉で學識を知られ『太平記』に登場する「南家ノ儒者」藤原仲範であり、足利直義の側近儒者藤原有範の一門として藏人大夫仲範や藤範・東宮學士季範らが關東祇候廷臣として活躍し、貞治のころに仲範が鎌倉佐介ヶ谷でなお八〇歳になんなんとする老軀を養っていたことをあきらかにしている」とある。
- 貞治は1362年から1368年までの期間を指すから、仲範は湛睿より十歳ほど若年であったと思われるが、納富（1982, 157）に「少なくとも建武二年（一三三四）までは師事していることが知られる」ともあるから、學問上の付き合いは對等なものであったろうか。なお、『續天全』顯教3所收の『法華玄義外勘鈔』『文句外典要勘鈔』・顯教11所收の『止觀外勘抄』が仲範の著作と目されることから、彼は天台にも精通していたものとみられる。
- 45) 仲範撰『持犯要記俗書勘文抄』に「守一曰。記者紀也。謂紀錄要言妙詞以備講學之忽忘（云々）」(1r2-6)とあり、湛慧撰（1732）『成唯識論述記集成編』卷第一（一本之一）に「記者。守一濟緣記序解云。記者紀也。紀錄要言妙詞以備講學討論之率忘也。」(T67, 4c26-28)とほぼ同文がみられる。なお、照遠撰（1344-1349）『資行鈔』（事鈔上一之分第一卷也自卷始至鈔撰號之終也）にも「記者齊緣序解（守一）云。記者紀也。謂紀錄要言妙辭。以被講學之忽忘（文）孟蘭盆新記序解云。記錄要言妙詞。以備討論之忽忘（文）」(T62, 263c14-17)とほぼ同文を有する各々元照述『四分律刪補隨機羯磨疏濟緣記』と『孟蘭盆經疏新記』に對する守一の『齊緣序解』と撰者未詳の『孟蘭盆新記序解』が引かれているが、前者の用例は、M7の表紙見返しと、M8の中表紙見返しに「濟緣記（四明比丘守一述）云。記者紀也。紀錄要言妙詞以備講學討論之率忘也之（文）」とあり、後者の用例は、眞圓集『持犯要記助覽集』一卷に「記者新記序解云。記者紀也。紀錄要言妙詞以備討論之忽忘也。」（『新版日藏』40, 1b11-13）とある。
- 46) 『金澤文庫古書目錄』に「○持犯要記 一卷一冊 二六九 /寫 湛睿手澤本 /（首） /文應（カ）

二年正月十五日始之／□同十七日始開講廿二日結願」(p. 313) とある。

- 47) 納富 (1982, 465-466, 517-518) 参照。
- 48) ちなみに、諸目録における本書の記載有無については、福土慈稔氏による一連の研究成果 (2007abc, 2008abc) があり、氏は25種の目録のうち、11種において本書が記載されていることを指摘している。
- 49) この孫引きは、日蓮 (1222-1282) 述『撰時抄』における「傳教大師は三論・法相・華嚴等の日本の碩徳等を六虫とかかせ給へり。日蓮は眞言・禪宗・浄土宗等の元祖を三蟲となづく。又天台宗の慈覺・安然・慧心等は法華經・傳教大師の師子の身の中の三蟲なり。」(『定遺』1051-1052) という文中に出てくる「六虫」(『持犯要記』が三學(心・戒・慧)各々に二類の虫或いは二輩を配しこれを三雙とする計六項目(由貪故・由慢故・坐邪戒・坐正戒・由增益・由損減)のことを六虫とするもの)の出典を明かそうとして、日朝が最澄撰『顯戒論』を引く過程で孫引きされたものである。ともあれ、日蓮遺文に対する注釋の先驅けとして知られる行學院日朝のこのような仕事により、その後の日蓮教學が體系付けられていく中で、M7. M8のような『持犯要記』の寫本が山内に持ちこまれるようになったという推測は可能であろう。
- 50) 仲範撰『持犯要記俗書勘文抄』に「慎莫爲善 要云。古之大賢。誠其子云。慎莫爲善。其子對曰。當爲惡乎。親言。善尙莫爲。況爲惡乎(文)。今按云。淮南子全文也。但今爲惡乎者。本文云。於不善乎也。淮南子者。老子之門人也。今文又依老子宗義。可得意之歟」(7r1-5) とあり、可透、眞流、覺寶など天台宗の諸師によって取り上げられる同様の語注は、本箇所に基づくものと考えられる。

#### 〈参考文献〉

- Anon. (著者不明)  
 n.d. 『海印寺刊本印集 3』 n.p. cf. <http://www.riss.kr/link?id=M3103229>
- Chungang Sūngga Taehak (Korea). Pulgyo Sahak Yōn'guso. ed. (中央僧伽大學校佛教史學研究所 [編])  
 1996 『大乘起信論別記；兩卷無量壽經宗要；菩薩戒本持犯要記；高野山大學所藏本 (元曉研究叢書 3)』 中央僧伽大學校佛教史學研究所, 民昌文化社, 207-238.
- Daitōkyū Kinen Bunko. ed. (大東急記念文庫編)  
 1955 『大東急記念文庫書目』 大東急記念文庫.  
 1956 『大東急記念文庫貴重書解題 第2卷 佛書之部』 大東急記念文庫.
- Daizōkyō Gakujutsu Yōgo Kenkyūkai. ed. (大藏經學術用語研究会編)  
 1983 『大正新脩大藏經索引 第25卷 諸宗部 1』 大正新脩大藏經刊行會.
- FUKUSHI, Jinin (福土慈稔)  
 2004 『新羅元曉研究』 大東出版社.  
 2007a 「十世紀初までの日本各宗に於ける新羅佛教の影響について」『身延論叢』 12: 65-79.

- 2007b 『『大日本古文書—正倉院編年文書』にみられる新羅佛教の二・三の問題』『東洋文化研究所報』11: 1-26.
- 2007c 「十二世紀末までの日本各宗に於ける朝鮮佛教の影響について」『身延山大學佛教學部紀要』8: 1-21.
- 2008a 「日本佛教にみられる朝鮮佛教の影響：13世紀から江戸末期までの目録類を中心として」坂輪宣敬博士古稀記念論文集刊行會編集『佛教文化の諸相：坂輪宣敬博士古稀記念論文集』山喜房佛書林, 273-288.
- 2008b 「新羅・高麗佛教研究に於ける日本佛教研究の重要性と問題點」『大崎學報』164: 1-18.
- 2008c 「日本三論宗と新羅佛教」『印度學佛教學研究』57（1）: 538-531.
- 2011 『日本天台宗にみられる海東佛教認識（日本佛教各宗の新羅・高麗・李朝佛教認識に関する研究 1）』身延山大學東アジア佛教研究室.
- 2013 『日本華嚴宗にみられる海東佛教認識（日本佛教各宗の新羅・高麗・李朝佛教認識に関する研究 3）』身延山大學東アジア佛教研究室.
- Haeju; Taehan Pulgyo Chogyejong, Han'guk Chōnt'ong Sasangsō Kanhaeng Wiwōnhoe.; et al. (海住 [ほか] 譯注；大韓佛教曹溪宗韓國傳統思想書刊行委員會編)
- 2009 『精選元曉』大韓佛教曹溪宗韓國傳統思想書刊行委員會出版部, 297-335.
- IHARA, Kesao (井原今朝男)
- 2008 「鎌倉期の諏訪神社關係史料にみる神道と佛道：中世御記文の時代的特質について」『國立歷史民俗博物館研究報告』139: 157-185.
- INOUE, Muneo. eds. (井上宗雄 [ほか] 編著)
- 1999 『日本古典籍書誌學辭典』岩波書店.
- Jang, Gong-Pa. trans. (張空波譯)
- 1988 「國譯菩薩戒本持犯要記」『國譯元曉聖師全書 4』大韓佛教元曉宗元曉全書國譯刊行會, 439-534.
- Kanazawa Bunko (Kanagawa Kenritsu). ed. (神奈川県立金澤文庫編)
- 1939 『金澤文庫古書目録』巖松堂書店.
- 1981 『金澤文庫資料全書 佛典 第五卷 戒律篇 (一)』神奈川県立金澤文庫.
- 1990a 『金澤文庫文書目録』神奈川県立金澤文庫.
- 1990b 『金澤文庫文書聖教復元目録；金澤文庫文書關係聖教殘闕；金澤文庫文書・附』神奈川県立金澤文庫.
- 1991 『金澤文庫資料全書 第十卷 戒律篇 (二)』神奈川県立金澤文庫.
- 2015 『稱名寺所藏聖教 (斷簡類) 史料調査報告書』神奈川県立金澤文庫.
- 2017 『特別展 アンニョンハセヨ！ 元曉法師：日本がみつめた新羅・高麗佛教』神奈川県立金

澤文庫.

Kim, Byung-Kon (金炳坤)

- 2016a 「身延山大學東洋文化研究所所報 總目次 1997-2015」『東洋文化研究所所報』20: 35-56.  
 2016b 「身延山の海東佛教関連資料について」『印度學佛教學研究』65 (1): 499-493.  
 2017 「菩薩戒本持犯要記」神奈川県立金澤文庫編『特別展 アンニョンハセヨ! 元曉法師: 日本がみつめた新羅・高麗佛教』神奈川県立金澤文庫, 39.  
 2018 「『菩薩戒本持犯要記』の日本的展開」『宗教研究』91 別冊: 287-288.

Kim, Sang-Hyun (金相鉉)

- 2000 「『菩薩戒本持犯要記助覽集』の検討」『元曉研究』民族社, 165-188.

Koryō Taejanggyōng Yōn'guso. Koryō Gyochang Gyōlchip mit DB Guch'uksaōp Yōn' gutim. ed. (高麗大藏經研究所; 高麗教藏結集及びDB構築事業研究チーム [編])

- 2013 『高麗諸宗教藏章疏目錄及び現況 (高麗諸宗教藏Project資料集)』(社) 藏經道場高麗大藏經研究所.

Kōzanji Tenseki Monjo Sōgō Chōsadan. ed. (高山寺典籍文書綜合調査團編)

- 1985 『高山寺經藏古目錄 (高山寺資料叢書 14)』東京大學出版會.

Lee, Young-Moo. trans. (李英茂譯)

- 1973a 「菩薩戒本持犯要記 (1)」『法施』99: 47-51.  
 1973b 「菩薩戒本持犯要記②」『法施』100: 35-40.  
 1973c 「菩薩戒本持犯要記③」『法施』101: 30-32.  
 1973d 「菩薩戒本持犯要記④」『法施』102: 31-35.  
 1973e 「菩薩戒本持犯要記⑤」『法施』103: 40-45.  
 1973f 「菩薩戒本持犯要記<sup>[sic]</sup> ⑤ <⑥>」『法施』104: 34-37.

MAKINO, Kazuo (牧野和夫)

- 1992 「仲範撰述の一書『持犯要記俗書勘文抄』: 紹介と翻印、附二十二卷本『表白集』目錄一覽等」『實踐國文學』42: 69-90.

Minobu Bunko. Tenseki Chōsakai. ed. (身延文庫典籍調査會編)

- 2005 『身延文庫典籍目錄 下』身延山久遠寺.

MURAKAMI, Sodō. ed. (村上素道編著)

- 1929 『梅尾山高山寺明惠上人』梅尾山高山寺.

MUROZUMI, Ichimyo. ed. (室住一妙編)

- 1941 『身延文庫略沿革』久遠寺身延文庫.

NAKABAYASHI, Takayuki (中林隆之)

- 2015 「日本古代の「知」の編成と佛典・漢籍: 更可請章疏等目錄の検討より」『國立歷史民俗博物

館研究報告』194: 147-170.

NAKANO, Tatsue (中野達慧)

1926 『中野蒐集佛教并三教及各部繪入板本目録』東京帝國大學附屬圖書館.

NÔDOMI, Jôten (納富常天)

1982 『金澤文庫資料の研究 [本編]』法藏館.

1995 『金澤文庫資料の研究 稀覯資料篇』法藏館.

OCHI, Michitoshi (越智通敏)

1972 『沙門凝然 (愛媛文化雙書 14)』愛媛文化雙書刊行會.

OKA, Masahiko. eds. (岡雅彦 [ほか] 編)

2011 『江戸時代初期出版年表: 「天正十九年—明暦四年」』勉誠出版.

ÔNO, Hôdô (大野法道)

1935 「菩薩戒本持犯要記」小野玄妙編『佛書解説大辭典 9』大東出版社, 393.

ÔYA, Tokujô (大屋徳城)

1923a 『寧樂刊經史』内外出版.

1923b 『寧樂刊經史 附圖』内外出版.

1929 『日本佛教史の研究 2』東方文獻刊行會.

ÔYA, Tokujô. ed. (大屋徳城編)

1926 『寧樂古經選 下』便利堂コロタイプ印刷所.

Park, Kwang-Yeon (朴姸娟)

2017 「菩薩戒思想の展開と『菩薩戒本持犯要記』」東國大學校佛教文化研究院HK研究團 [編] 『21世紀元曉學の意味と展望: 元曉撰述文獻の系譜學的省察』東國大學校佛教文化研究院HK研究團, 87-111.

Pulgyo Ch'unch'u T'ûkpyôl Ch'wijaet' im (佛教春秋特別取材チーム)

1997 「本誌獨占發掘: 800年ぶりに日の目を見た元曉の「菩薩戒本持犯要記」」『佛教春秋』7: 22-25.

SHIBASAKI, Terukazu (柴崎照和)

1997 「明恵における修學と華嚴教學」『密教文化』197: 29-65.

SHIBUYA, Ryôtai. ed. (澁谷亮泰編)

1978 『昭和現存天台書籍綜合目録 上 増補版』法藏館.

SHIODA, Gisen (鹽田義遜)

1948 「金澤文庫と身延文庫」『郷土研究』4: 4-5.

Son, Ji-Hye (孫知慧)

2014 『近代日韓佛教の交渉と元曉論』關西大學博士論文.



SORIMACHI, Shigeo (反町茂雄)

1984 『日本の古典籍：その面白さその尊さ』 八木書店.

Sujin; Han Jeongseop.; eds. (守眞；韓定燮編撰)

2012 『元曉全書：縮譯』 佛教精神文化院.

TAKEUCHI, Rizō. ed. (竹内理三編)

1979 『鎌倉遺文 古文書編16』 東京堂出版.

TANAKA, Hisao (田中久夫)

1961 『明恵』 吉川弘文館.

1982 『鎌倉佛教雜考』 思文閣出版.

Tōdaiji (Nara-shi, Japan). Toshokan. (東大寺圖書館)

2005 「東大寺圖書館藏貴重書寫眞帳目録 (1)」 『南都佛教』 86: 1-17.

2008 「東大寺圖書館藏貴重書寫眞帳目録 (4)」 『南都佛教』 91: 1-7.

Tōkyō Teikoku Daigaku Bunka Daigaku Shiryō Hensangakari. ed. (東京帝國大學文科大學史料編纂掛  
編纂)

1901 『大日本史料 第5編之18』 東京帝國大學.

1902 『大日本古文書 編年之3』 東京帝國大學.

T'oesōr, Ilt'a. ed. (堆雪一陀編)

1978 『毗尼律藏3』 海印僧伽學院. cf. <http://www.riss.kr/link?id=M3105248>

UTSUNOMIYA, Keigo (宇都宮啓吾)

2006 「西教寺正教藏の訓點資料について」 小林芳規博士喜壽記念會編 『國語學論集：小林芳規博士喜壽記念』 汲古書院, 440-462.

UTSUNOMIYA, Keigo. ed. (宇都宮啓吾編)

2008 『比叡山西塔北谷正教坊聖教を巡る訓點資料の基礎的研究研究成果報告書 (科學研究費補助金 (基盤研究C) 研究成果報告書, 平成17年度-平成19年度)』 宇都宮啓吾.

YŪKI, Rikurō (結城陸郎)

1962 『金澤文庫の教育史的研究』 吉川弘文館.

#### 〈キーワード〉

元曉、最澄、喜海、頼瑜、凝然、眞圓、仲範、湛睿、日境、然公抄、持犯要記助覽集、持犯要記俗書勘文抄、身延文庫、金澤文庫、大安寺版